

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成27年6月29日提出

【計算期間】 第17特定期間
(自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日)

【ファンド名】 常陽3分法ファンド

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))
	決算頻度	年12回(毎月)
	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「内外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- 「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- 「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- 「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

(注2) 属性区分の定義

- 「その他資産」…組入れている資産
- 「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- 「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- 「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	中南米			
その他資産 (投資信託証券) (資産複合 資産配分固定型) (樹、債券、不動産投信)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
資産複合 ()	中近東 (中東)			
資産配分固定型 資産配分変更型	エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

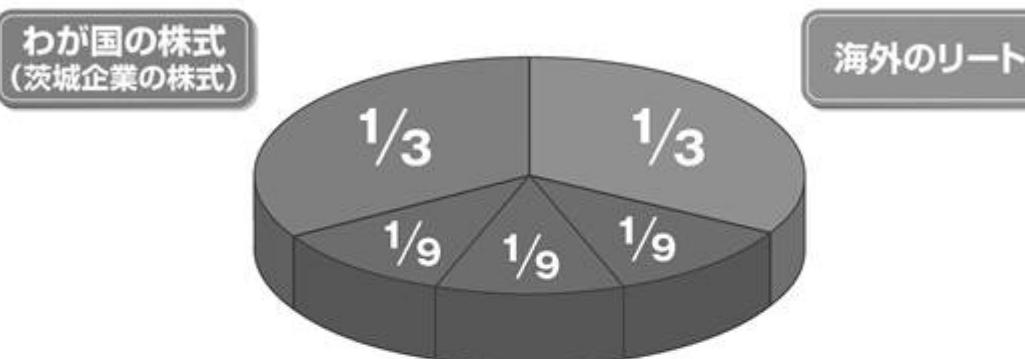
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 わが国の株式（茨城企業の株式）、海外のリートおよび海外の公社債に投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。

資産配分のイメージ



(注) 海外の公社債への投資にあたっては、5つの通貨建ての公社債等の中から3つの通貨建ての公社債等を選定します。投資対象とする通貨建ての公社債等は、半年ごとに見直します。

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。
※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

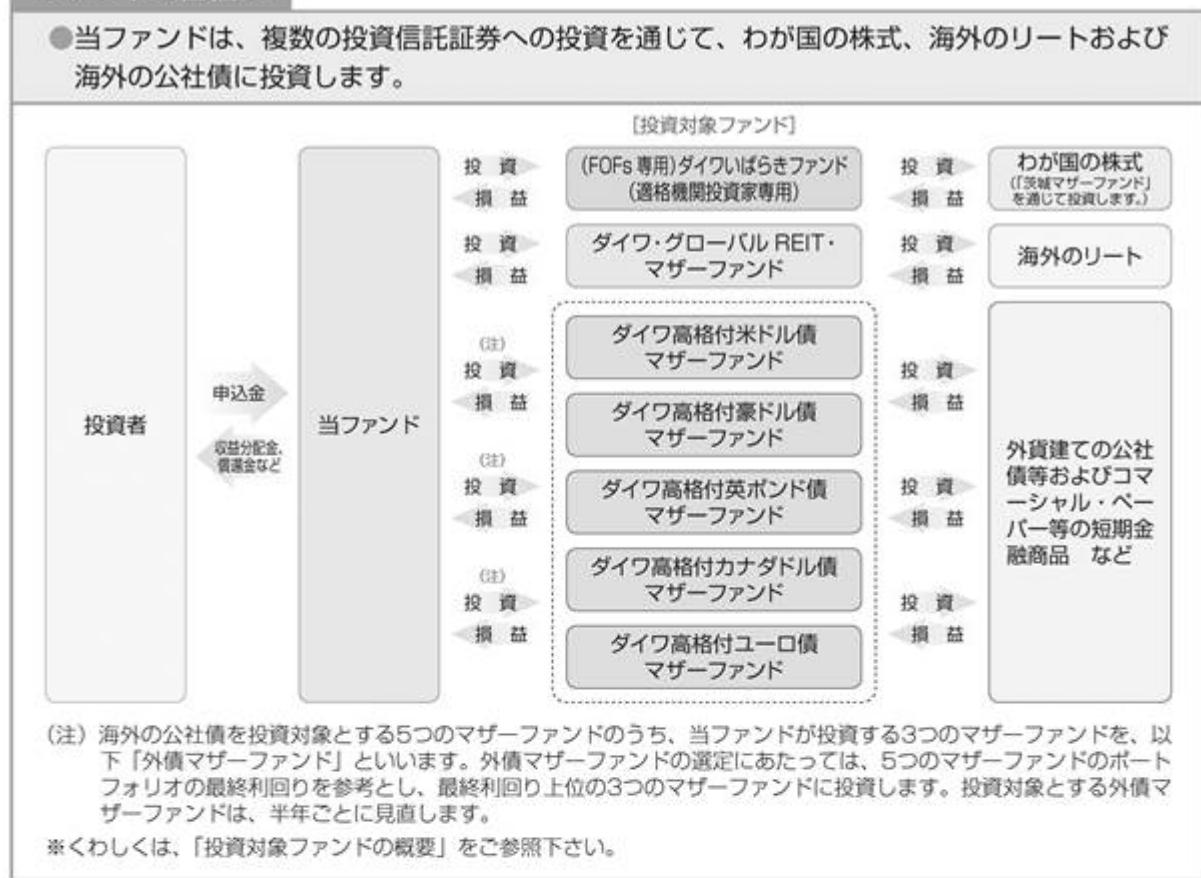
- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

■ 投資対象ファンド

- ①(FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）
- ②ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド
- ③ダイワ高格付米ドル債マザーファンド
- ④ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド
- ⑤ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド
- ⑥ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
- ⑦ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

ファンドの仕組み

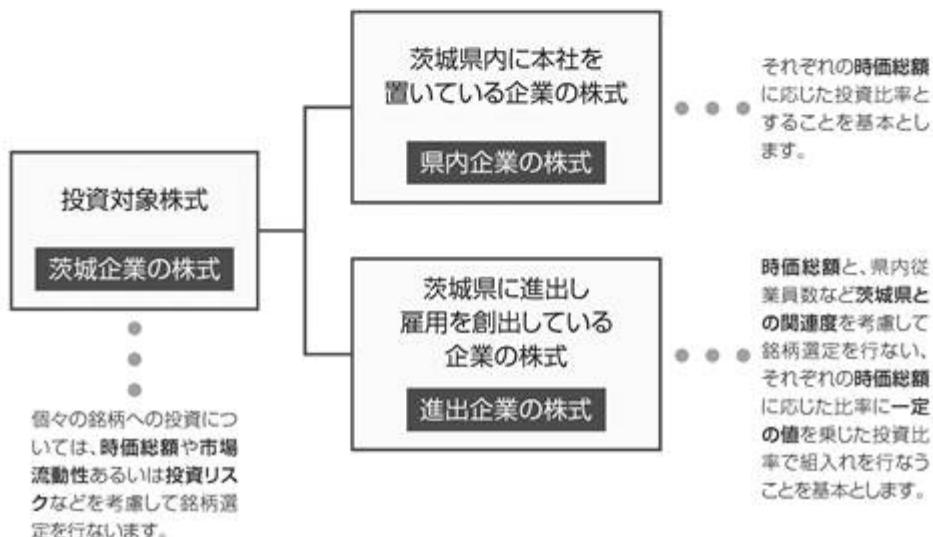
- 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、わが国の株式、海外のリートおよび海外の公社債に投資します。



2 わが国の株式への投資にあたっては、茨城企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資します。

- 茨城企業とは、茨城県内に本社^(注)を置いている企業（「県内企業」）と、茨城県に進出し雇用を創出している企業（「進出企業」）とします。

(注) 本社に準ずるものを含みます。以下同じ。



3 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域（イメージ）



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券や大型バリュー株などインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

リートへの投資のイメージ



- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

4 海外の公社債への投資にあたっては、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダ・ドル、ユーロの中から3つの通貨建ての公社債等を選定し、選定した各通貨建ての公社債等に投資します。

- 外債マザーファンドの選定にあたっては、5つのマザーファンドのポートフォリオの最終利回りを参考とし、最終利回り上位の3つのマザーファンドに投資します。投資対象とする外債マザーファンドは、半年ごとに見直します（外債マザーファンドの見直しは4月末、10月末に行ないます。）。

平成27年4月末の見直し後、ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド、ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド、ダイワ高格付米ドル債マザーファンドを投資対象とします。



- 投資する公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{*}とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
高い	Aaa Aa Aa1 Aa2 Aa3	AAA AA AA+ AA- AA-	AAA AA AA+ AA- AA-
	A Baa	A BBB	A BBB
	Ba B	BB B	BB B
	Caa Ca	CCC CC	CCC CC
	C	C	C
低い	D	D	D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch) といった格付け会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、隨時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

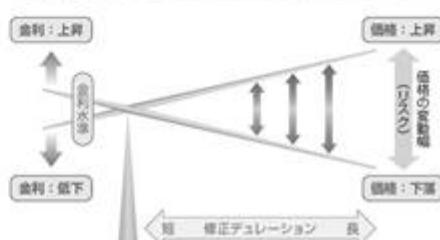
*ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上
(ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上)

- 各マザーファンドにおいて、公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（プレ幅）が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係(イメージ)



- 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

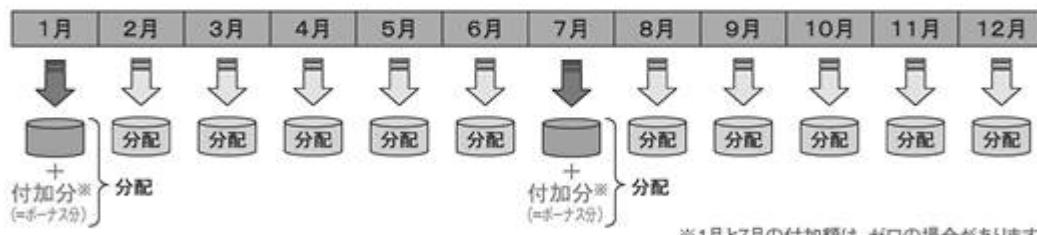
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。1月と7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



※1月と7月の付加額は、ゼロの場合があります。

- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 毎年1月および7月の計算期末にかかる分配金額について、基準価額の水準、分配対象額の状況等によっては、それ以外の月と同程度または下回る金額となる場合があります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

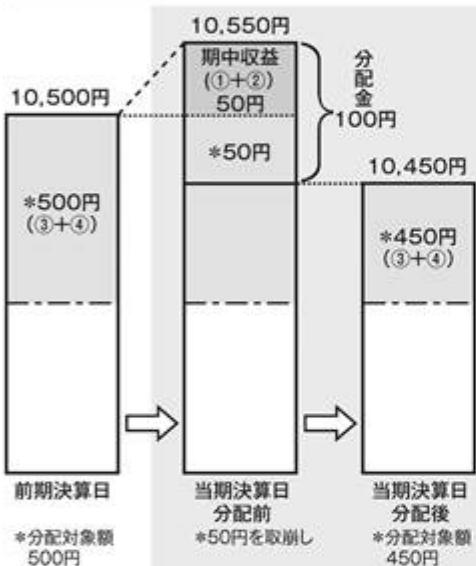
投資信託で分配金が支払われるイメージ



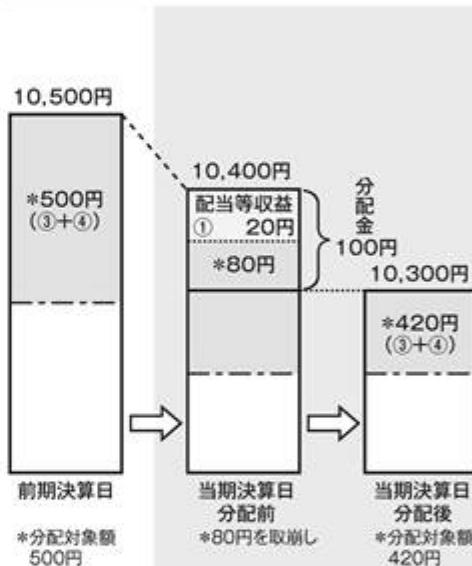
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

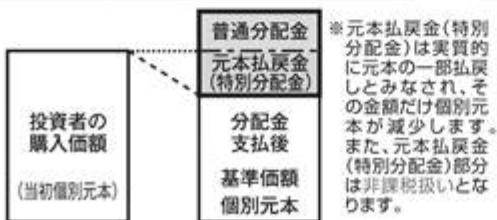


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

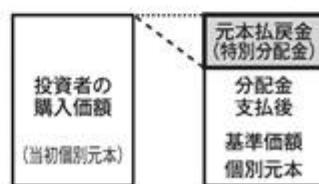
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

投資対象ファンドの概要

ファンド名	(FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
投資態度	<p>①主として茨城マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>③株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>④当ファンドは、ファンズ・オブ・ファンズ専用とします。</p>
マザーファンドの 投資態度	<p>①茨城企業(株式公開企業に限ります。)の株式へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②茨城企業とは、茨城県内に本社またはこれに準ずるものをしていいる企業(以下、「県内企業」といいます。)と、茨城県に進出し雇用を創出している企業(以下、「進出企業」といいます。)とします。</p> <p>③信託財産の2割程度を上限に、TOPIX先物を買建てることができるものとします。</p> <p>④実質株式組入比率は、通常の状態で90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤茨城企業の株式への投資のうち個々の銘柄への投資については、時価総額や市場流動性あるいは投資リスクなどを考慮して銘柄選定を行ないます。</p> <p>⑥県内企業の株式への投資については、それぞれの時価総額に応じた投資比率とすることを基本とします。</p> <p>⑦進出企業の株式への投資については、時価総額と、県内従業員数など茨城県との関連度を考慮して銘柄選定を行ない、それぞれの時価総額に応じた比率に一定の値を乗じた投資比率で組入れを行なうこととします。</p>
信託期間	無期限(平成19年1月22日当初設定)
決算日	毎年7月29日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年率0.6156% (税抜 0.57%)
信託事務の諸費用 および監査報酬	<p>①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。</p>
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[各投資対象ファンド共通]

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

ファンド名	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド
基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
投資態度等	<p>①海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。</p> <p>②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 <p>③外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p style="text-align: center;">(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。 ・リート運用では最大級の資産規模。 ・ワールドワイドなりサーチ力と運用力を有する。 ・優先証券や大型バリュー株などインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。 ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク
信託期間	無期限(平成17年6月24日当初設定)
決算日	毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	かかりません。
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

ファンド名	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド
基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	
	①主として米ドル建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行なっています。	①主としてユーロ建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行なっています。
	②米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。	②ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
投資態度	<p>イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーティーズでAa3以上)とすることを基本とします。</p> <p>ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することができますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>ハ. 政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>二. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。</p>	
	ホ. 金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。	ホ. 金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することができます。
	<p>③為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。</p> <p>④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則つて行ないます。</p>	
信託期間	無期限(平成14年3月28日当初設定)	無期限(平成14年9月27日当初設定)
決算日	毎年3月5日および9月5日(休業日の場合翌営業日)	
信託報酬	かかりません。	
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	

ファンド名	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド
基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
投資態度	<p>①主として豪ドル建ての公社債、ABS、MBSなど(以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。</p> <p>イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上(S&PでAA-以上またはムーディーズでAa3以上もしくはフィッチでAA-以上)とすることを基本とします。</p> <p>ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することができますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>ハ. 政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。</p> <p>二. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。</p> <p>ホ. 金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>③為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。</p> <p>④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則つて行ないます。</p>
信託期間	無期限(平成14年10月31日当初設定)
決算日	毎年4月15日および10月15日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	かかりません。
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

ファンド名	ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	
投資態度	①主として英ポンド建公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	①主としてカナダ・ドル建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
	②投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。	②公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
	イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーティーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。 ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することができますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ. 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーティーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。 ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することができますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ. 国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
	二. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。	二. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
	ホ. 金利リスク調整のため、英ポンド建ての国債先物取引等を利用することができます。	ホ. 金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することができます。
	③外貨建資産の投資にあたっては、英ポンド建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。	③為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
	④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。	④有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
信託期間	無期限(平成17年12月16日当初設定)	無期限(平成15年5月20日当初設定)
決算日	毎年4月5日および10月5日 (休業日の場合翌営業日)	毎年5月10日および11月10日 (休業日の場合翌営業日)

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年1月19日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(5)

お取扱窓口

販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務 など
------	---

1

収益分配金、償還金など お申込金(5)

委託会社

大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
----------------	---

運用指図

2

損益 信託金(5)

受託会社

三井住友信託銀行 株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社	信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行な います。なお、信託事務の一部につき日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会社に委託するこ とができます。また、外国における資産の保管は、 その業務を行なうに充分な能力を有すると認めら れる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
--	--

損益 投資

投資対象

投資対象ファンドの受益証券(振替受益権を含みます。) など (「ダイワ・グローバルR E I T ・マザーファンド」における外貨建資 産の運用にあたっては、投資顧問会社(コーエン&スティアーズ・キ ャピタル・マネジメント・インク)(注2)に運用の指図にかかる権限を 委託します。

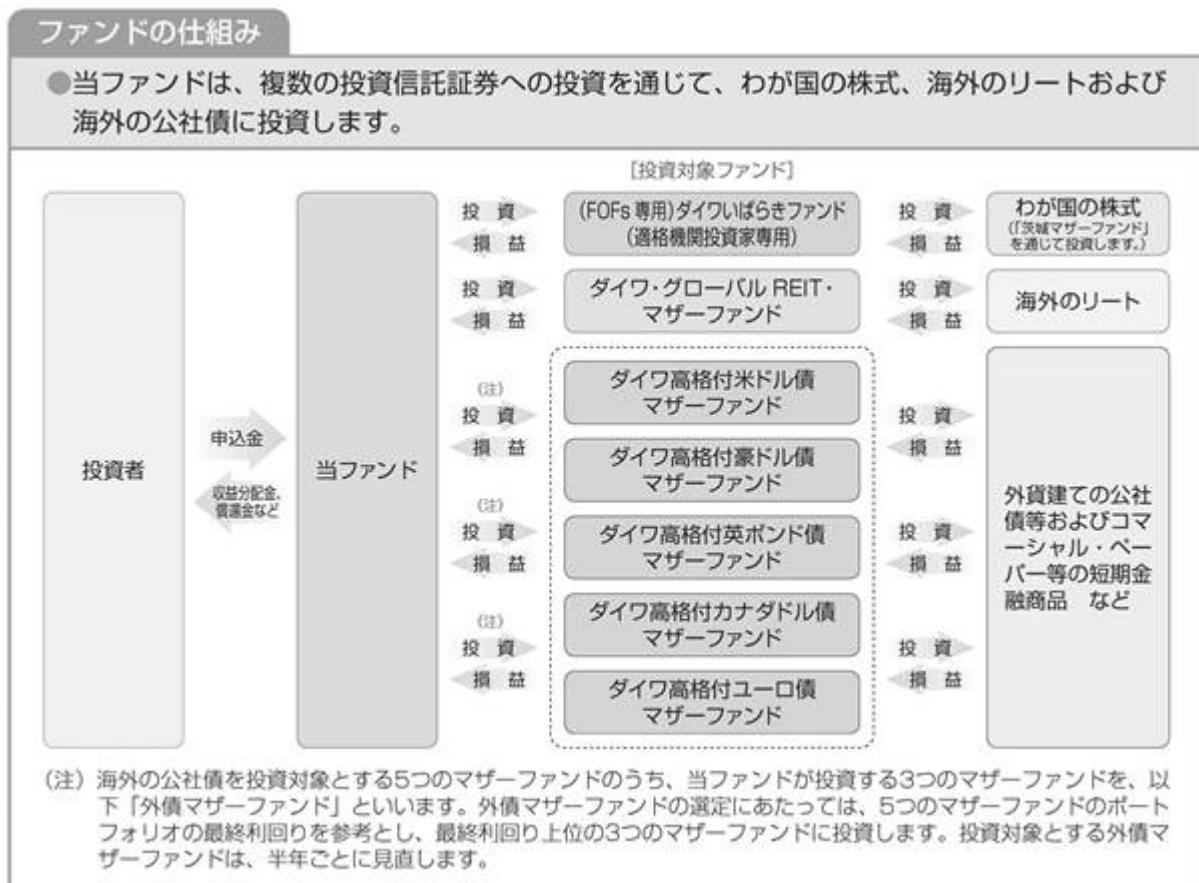
(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を
受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。

- 1 : 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い
に関する事務の内容等が規定されています。
- 2 : 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款
の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受
託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3 : 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定めら
れています。

- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況 (平成27年4月末日現在) >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率 %
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各ファンド（2.から7.までに掲げるファンドを、以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. (FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドの受益証券
3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券
4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券
5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券
6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券
7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として複数の投資信託証券を通じて、国内株式、海外の不動産投資信託証券および海外の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各投資信託証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の受益証券 (A)

…信託財産の純資産総額の3分の1

ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドの受益証券 (B)

…信託財産の純資産総額の3分の1

ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券 (C)

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券 (D)

ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券 (E)

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券 (F)

ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券 (G)

(C)、(D)、(E)、(F)、(G)のうち、3つのファンド（以下総称して「外債マザーファンド」といいます。）の受益証券にそれぞれ信託財産の純資産総額の9分の1

ハ．外債マザーファンドの選定にあたっては、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)の5つのファンドのポートフォリオの最終利回りを参考とし、最終利回り上位の3つのファンドの受益証券に投資することをめざします。投資対象とする外債マザーファンドは、半年ごと（初回は平成19年4月末）に見直しを行ないます。

(A)から(G)までのファンドの受益証券を、以下総称して「指定投資信託証券」といいます。

二．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンド	(FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）
選定の方針	わが国の株式を主要投資対象とし、茨城企業の株式へ実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

投資先ファンド	海外の金融商品取引所（）上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託証券（「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」を通じて実質的に投資します。）
選定の方針	(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の1.から7.までに掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）、ならびに次の8.および9.に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。（次の2.から7.までに掲げる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）

1. (FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・グローバルR E I T ・マザーファンドの受益証券
3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券
4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券
5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券
6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券
7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券
8. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

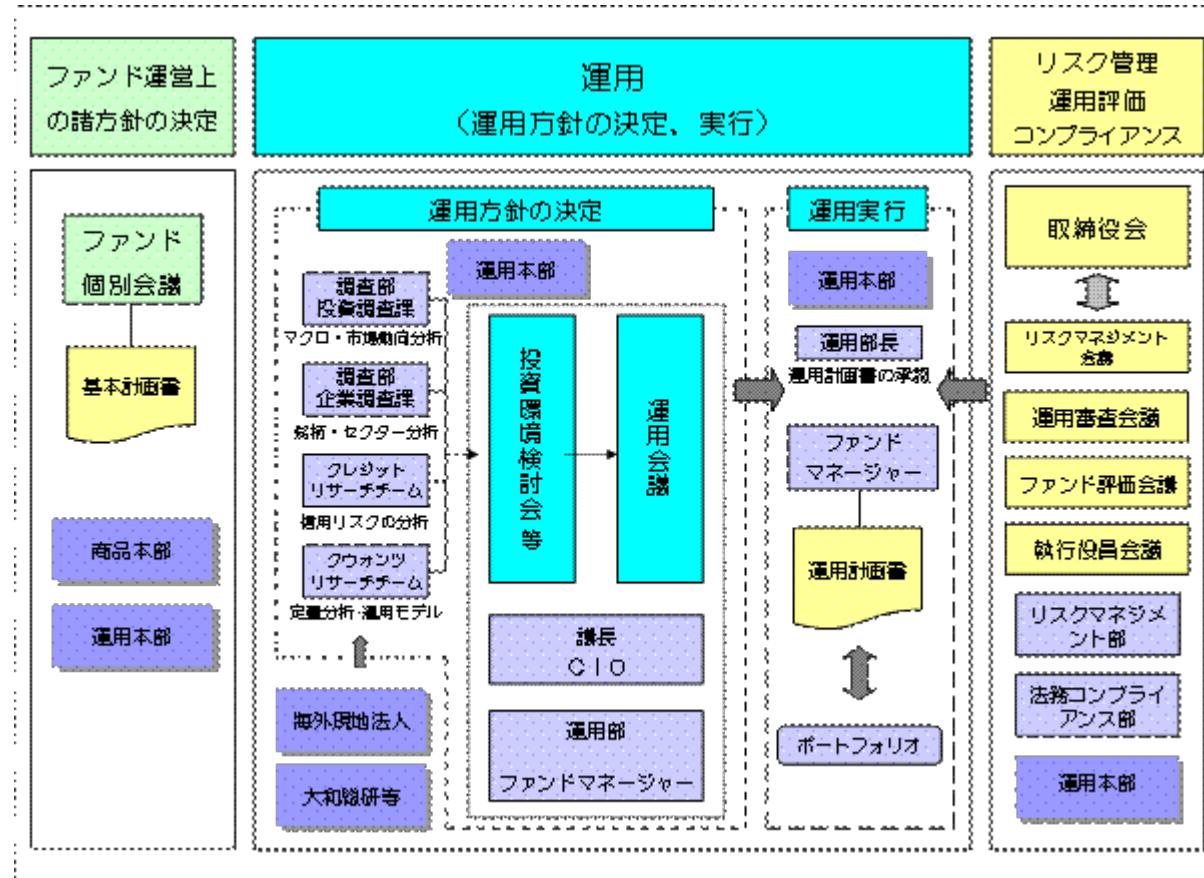
投資先ファンドの名称	(FOFs専用) ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	茨城マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

□ . Deputy-CIO (1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (1~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ. ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ. 執行役員会議

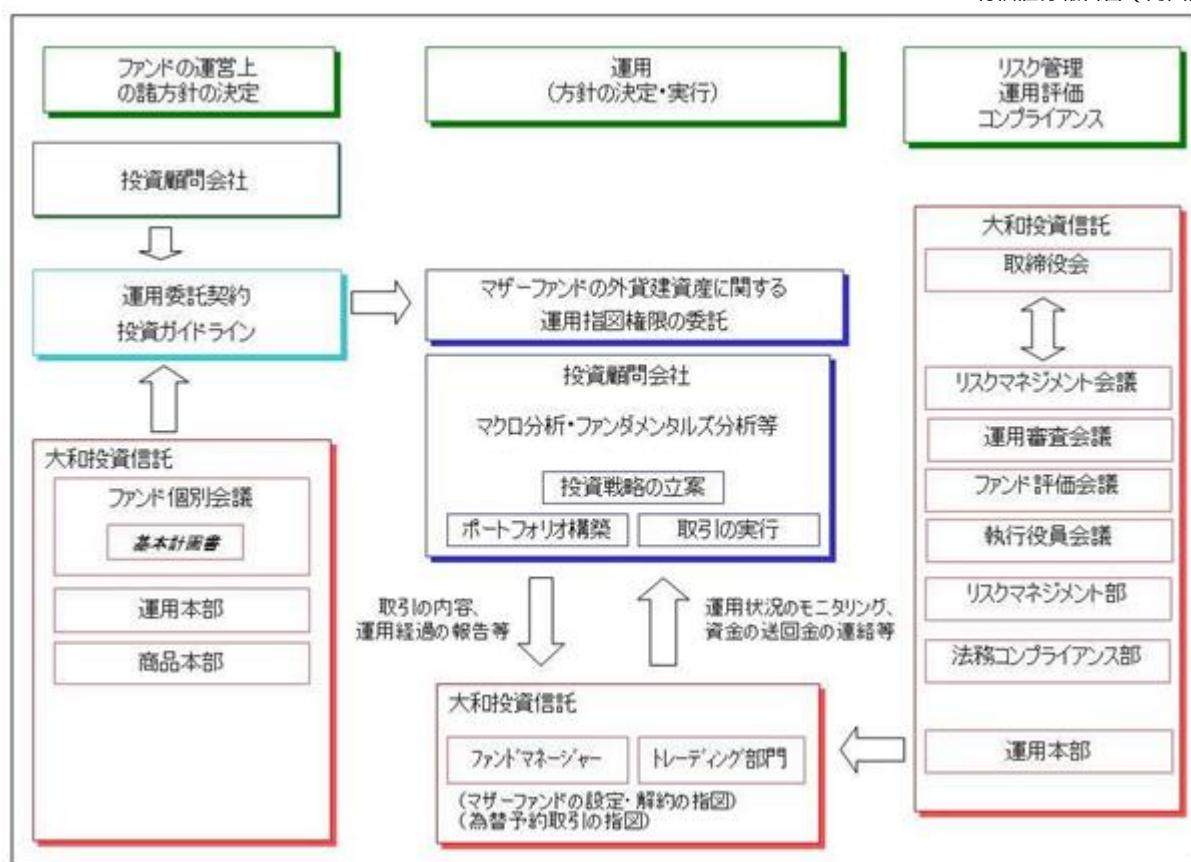
経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リート部分にかかる運用体制について

(ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドにかかるものを含みます。)



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前　に同じ。）

上記の運用体制は平成27年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。1月と7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

ハ．委託会社は、指定投資信託証券に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産（信託約款）

イ．外貨建資産への直接投資は、行ないません。

ロ．マザーファンドを通じて行なう外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

マザーファンドを通じた外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、マザーファンドを通じて外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- 口．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>投資対象ファンドについて

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

1. (FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
販売手数料	ありません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

2. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

主な投資制限	株式への直接投資は、行ないません。 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
--------	---

運用指図 権限の委託	<p>委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。</p> <p>コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク New York, New York, USA</p> <p>前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
販売手数料	ありません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- 3. ダイワ高格付米ドル債マザーファンド
- 4. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド
- 5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド
- 6. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
- 7. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

主な投資制限	<p><ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外></p> <p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。</p> <p>株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p><ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド></p> <p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
販売手数料	ありません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することができます。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借り入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ. 組入りリートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

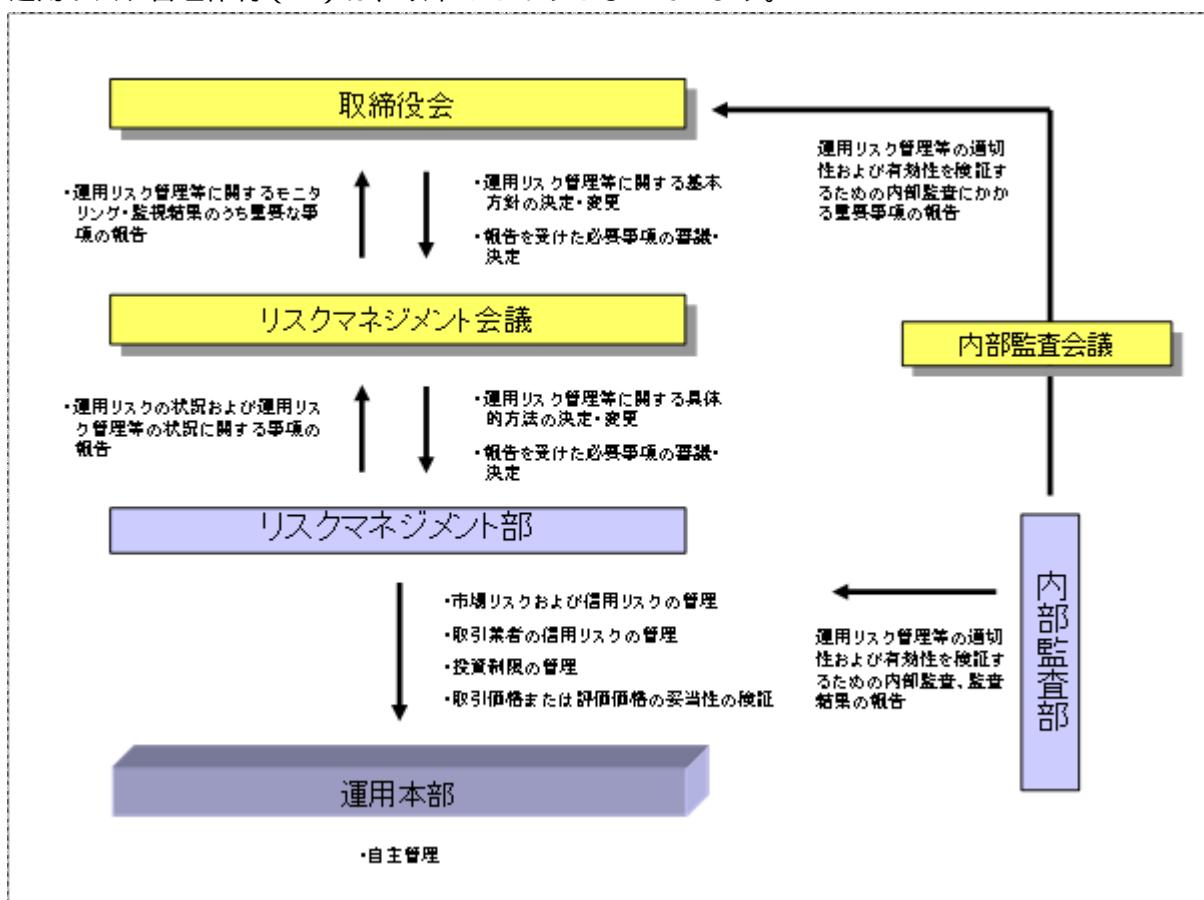
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することができます。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

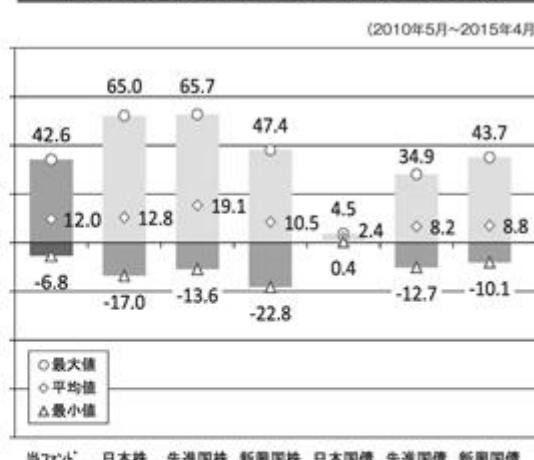
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッタ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッタ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性、正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。

Copyright 2014. J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

・お電話によるお問合せ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0368%（税抜0.96%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額に応じて)	受託会社
200億円以下の部分	年率0.413% (税抜)	年率0.497% (税抜)
200億円超500億円以下の部分	年率0.373% (税抜)	年率0.537% (税抜)
500億円超の部分	年率0.333% (税抜)	年率0.577% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルR E I T ・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.242%（税抜1.15%）程度です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

前 の実質的に負担する信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。ただし、この値は目安であり、(FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)の投資信託証券への実際の組入状況により報酬率は変動します。

委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額に応じて)	受託会社
200億円以下の部分	年率0.58%程度 (税抜)	年率0.50%程度 (税抜)
200億円超500億円以下の部分	年率0.54%程度 (税抜)	年率0.54%程度 (税抜)
500億円超の部分	年率0.50%程度 (税抜)	年率0.58%程度 (税抜)

上記の実質的に負担する信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

平成28年1月1日以降、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」が開始されます。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

() 上記は、平成27年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

() 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,059,761,795	32.96
内 日本	1,059,761,795	32.96
親投資信託受益証券	2,117,820,216	65.87
内 日本	2,117,820,216	65.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,537,397	1.17
純資産総額	3,215,119,408	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(平成27年4月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワイいばらきファンド	日本	投資信託受益証券	913,902,894	1.1307 1,033,350,004	1.1596 1,059,761,795	32.96
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	519,119,487	2.0499 1,064,143,037	2.0209 1,049,088,571	32.63
3	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	126,636,117	2.7680 350,541,435	2.8719 363,686,264	11.31
4	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	181,968,629	1.9077 347,141,554	1.9570 356,112,606	11.08
5	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	220,327,572	1.5931 351,025,887	1.5837 348,932,775	10.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	32.96%
親投資信託受益証券	65.87%
合計	98.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成19年4月5日)	18,610,035,849	18,654,571,926	1.0035	1.0060
第2特定期間末 (平成19年10月5日)	18,535,875,940	18,584,089,512	0.9593	0.9618
第3特定期間末 (平成20年4月7日)	14,179,591,680	14,225,182,633	0.7775	0.7800
第4特定期間末 (平成20年10月6日)	11,425,902,974	11,469,489,082	0.6554	0.6579
第5特定期間末 (平成21年4月6日)	8,571,603,363	8,597,033,790	0.5056	0.5071
第6特定期間末 (平成21年10月5日)	9,446,948,452	9,471,916,817	0.5675	0.5690
第7特定期間末 (平成22年4月5日)	9,574,724,045	9,597,392,002	0.6336	0.6351

第8特定期間末 (平成22年10月5日)	7,914,683,574	7,935,273,911	0.5766	0.5781
第9特定期間末 (平成23年4月5日)	7,213,424,709	7,231,407,530	0.6017	0.6032
第10特定期間末 (平成23年10月5日)	5,227,120,484	5,242,531,048	0.5088	0.5103
第11特定期間末 (平成24年4月5日)	5,078,281,285	5,086,901,026	0.5891	0.5901
第12特定期間末 (平成24年10月5日)	4,264,921,925	4,272,432,586	0.5678	0.5688
第13特定期間末 (平成25年4月5日)	4,792,795,017	4,799,378,842	0.7280	0.7290
第14特定期間末 (平成25年10月7日)	4,243,205,683	4,249,122,889	0.7171	0.7181
第15特定期間末 (平成26年4月7日)	4,101,385,313	4,106,653,568	0.7785	0.7795
平成26年4月末日	4,045,584,648	-	0.7784	-
5月末日	4,036,544,103	-	0.7870	-
6月末日	4,033,454,577	-	0.8016	-
7月末日	4,044,336,687	-	0.8202	-
8月末日	3,955,203,994	-	0.8251	-
9月末日	3,806,093,511	-	0.8383	-
第16特定期間末 (平成26年10月6日)	3,728,720,234	3,733,239,931	0.8250	0.8260
10月末日	3,756,347,006	-	0.8432	-
11月末日	3,664,610,530	-	0.9157	-
12月末日	3,589,721,145	-	0.9339	-
平成27年1月末日	3,474,726,215	-	0.9319	-
2月末日	3,385,583,755	-	0.9467	-
3月末日	3,323,409,187	-	0.9668	-
第17特定期間末 (平成27年4月6日)	3,301,274,965	3,304,704,157	0.9627	0.9637
4月末日	3,215,119,408	-	0.9718	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0025
第2特定期間	0.0225

第3特定期間	0.0150
第4特定期間	0.0150
第5特定期間	0.0130
第6特定期間	0.0090
第7特定期間	0.0090
第8特定期間	0.0090
第9特定期間	0.0090
第10特定期間	0.0090
第11特定期間	0.0080
第12特定期間	0.0060
第13特定期間	0.0060
第14特定期間	0.0060
第15特定期間	0.0060
第16特定期間	0.0060
第17特定期間	0.0060

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	0.6
第2特定期間	2.2
第3特定期間	17.4
第4特定期間	13.8
第5特定期間	20.9
第6特定期間	14.0
第7特定期間	13.2
第8特定期間	7.6
第9特定期間	5.9
第10特定期間	13.9
第11特定期間	17.4
第12特定期間	2.6
第13特定期間	29.3
第14特定期間	0.7
第15特定期間	9.4
第16特定期間	6.7
第17特定期間	17.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	6,971,207,426	37,620,615
第2特定期間	1,598,284,163	820,073,737
第3特定期間	160,954,845	1,246,836,369
第4特定期間	118,902,538	921,011,253
第5特定期間	168,182,347	648,995,365
第6特定期間	104,379,815	411,794,042
第7特定期間	92,266,297	1,626,510,868
第8特定期間	79,177,156	1,464,257,071
第9特定期間	75,268,753	1,813,612,902
第10特定期間	65,032,008	1,779,870,066
第11特定期間	58,801,700	1,712,769,168
第12特定期間	35,076,258	1,144,156,758
第13特定期間	41,349,897	968,185,791
第14特定期間	31,269,783	697,888,697
第15特定期間	22,981,899	671,933,060
第16特定期間	19,302,807	767,860,582
第17特定期間	16,718,023	1,107,222,970

(注) 当初設定数量は11,610,636,386口です。

(参考) 投資信託証券

(FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)

(1) 投資状況(平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,249,943,611	99.60
内 日本	1,249,943,611	99.60
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,985,021	0.40
純資産総額	1,254,928,632	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産(平成27年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	茨城マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	546,973,399	1,8460 1,009,740,264	2.2852 1,249,943,611	99.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

四．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.60%
合計	99.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報 マザーファンド

茨城マザーファンド

(1) 投資状況 (平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	5,229,816,180	91.85
内 日本	5,229,816,180	91.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	463,764,483	8.15
純資産総額	5,693,580,663	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

株価指数先物取引(買建)	444,780,000	7.81
内 日本	444,780,000	7.81

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (平成27年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ファンック	日本	株式	電気機器	13,700	18,250.00 250,025,000	26,525.00 363,392,500	6.38
2	キヤノン	日本	株式	電気機器	76,200	3,422.50 260,794,500	4,283.00 326,364,600	5.73
3	常陽銀行	日本	株式	銀行業	438,000	553.00 242,214,000	656.00 287,328,000	5.05
4	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	50,700	4,419.50 224,068,650	5,175.00 262,372,500	4.61
5	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	129,100	1,422.50 183,644,750	1,869.50 241,352,450	4.24
6	日立	日本	株式	電気機器	276,000	819.40 226,154,400	819.30 226,126,800	3.97
7	信越化学	日本	株式	化学	24,700	6,528.00 161,241,600	7,355.00 181,668,500	3.19
8	新日鐵住金	日本	株式	鉄鋼	543,000	308.09 167,294,499	313.00 169,959,000	2.99
9	花王	日本	株式	化学	28,800	4,181.50 120,427,200	5,749.00 165,571,200	2.91
10	ケーズホールディングス	日本	株式	小売業	34,900	3,020.00 105,398,000	4,000.00 139,600,000	2.45
11	SMC	日本	株式	機械	3,800	28,090.00 106,742,000	36,180.00 137,484,000	2.41
12	小松製作所	日本	株式	機械	56,200	2,350.50 132,098,100	2,421.00 136,060,200	2.39

13	エーザイ	日本	株式	医薬品	16,900	4,382.50 74,064,250	8,032.00 135,740,800	2.38
14	ダイキン工業	日本	株式	機械	16,700	7,133.00 119,121,100	8,104.00 135,336,800	2.38
15	クボタ	日本	株式	機械	71,000	1,382.50 98,157,500	1,876.50 133,231,500	2.34
16	アサヒグループホールディングス	日本	株式	食料品	27,600	3,158.00 87,160,800	3,855.50 106,411,800	1.87
17	大和ハウス	日本	株式	建設業	37,700	2,114.00 79,697,800	2,678.00 100,960,600	1.77
18	東レ	日本	株式	繊維製品	93,000	705.10 65,574,300	1,041.50 96,859,500	1.70
19	小野薬品	日本	株式	医薬品	6,700	8,850.00 59,295,000	12,970.00 86,899,000	1.53
20	キリンHD	日本	株式	食料品	52,200	1,458.00 76,107,600	1,586.00 82,789,200	1.45
21	ヤクルト	日本	株式	食料品	10,100	5,470.00 55,247,000	7,530.00 76,053,000	1.34
22	積水ハウス	日本	株式	建設業	40,000	1,388.50 55,540,000	1,866.50 74,660,000	1.31
23	イオン	日本	株式	小売業	49,800	1,185.50 59,037,900	1,491.00 74,251,800	1.30
24	ジョイフル本田	日本	株式	小売業	14,700	3,867.78 56,856,369	4,680.00 68,796,000	1.21
25	田辺三菱製薬	日本	株式	医薬品	32,100	1,508.00 48,406,800	2,035.00 65,323,500	1.15
26	三菱ケミカルHLDGS	日本	株式	化学	86,100	457.30 39,373,530	747.30 64,342,530	1.13
27	住友化学	日本	株式	化学	95,000	393.00 37,335,000	675.00 64,125,000	1.13
28	明治ホールディングス	日本	株式	食料品	4,400	7,450.00 32,780,000	13,720.00 60,368,000	1.06
29	日本電気	日本	株式	電気機器	149,000	390.00 58,110,000	402.00 59,898,000	1.05
30	旭硝子	日本	株式	ガラス・土石製品	68,000	620.50 42,194,000	806.00 54,808,000	0.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	91.85%
合計	91.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	4.28%
食料品	8.87%
繊維製品	1.70%
化学	11.97%
医薬品	10.26%
ゴム製品	0.45%
ガラス・土石製品	0.96%
鉄鋼	4.26%
非鉄金属	0.57%
金属製品	0.41%
機械	9.98%
電気機器	18.05%
輸送用機器	1.56%
精密機器	0.75%
その他製品	0.41%
陸運業	0.22%
卸売業	0.48%
小売業	11.27%
銀行業	5.39%
合計	91.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2015年6月	買建	28	441,904,950	444,780,000	7.81%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考)マザーファンド

ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド

(1) 投資状況(平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	169,498,073,893	98.37
内 香港	5,110,725,008	2.97
内 シンガポール	10,442,019,501	6.06
内 イギリス	25,088,257,965	14.56
内 オランダ	4,775,166,587	2.77
内 ベルギー	1,125,506,057	0.65
内 フランス	15,251,199,559	8.85
内 ドイツ	1,754,078,627	1.02
内 スペイン	812,547,034	0.47
内 イタリア	1,244,095,961	0.72
内 カナダ	1,804,787,548	1.05
内 アメリカ	78,693,478,150	45.67
内 オーストラリア	23,396,211,896	13.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,809,913,612	1.63
純資産総額	172,307,987,505	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	237,980,000	0.14
内 日本	237,980,000	0.14

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成27年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	4,383,486	2,248.97 9,858,897,918	2,299.33 10,079,115,932	5.85
2	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	984,437	9,165.38 9,022,739,191	8,974.98 8,835,302,386	5.13
3	WESTFIELD CORP	オーストラリア	投資証券	8,719,634	932.35 8,129,760,351	919.94 8,021,585,444	4.66
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	359,341	22,457.68 8,070,005,073	21,788.90 7,829,645,115	4.54
5	HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	5,718,154	1,204.80 6,889,283,403	1,227.78 7,020,657,991	4.07
6	KLEPIERRE	フランス	投資証券	1,231,419	5,847.21 7,200,375,342	5,653.41 6,961,720,367	4.04
7	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	投資証券	656,209	9,086.48 5,962,663,459	8,801.24 5,775,452,899	3.35
8	NOVION PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	21,487,233	250.98 5,392,885,077	236.66 5,085,306,080	2.95
9	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	13,379,032	370.07 4,952,328,459	358.81 4,800,621,449	2.79
10	SL GREEN REALTY CORP	アメリカ	投資証券	289,245	15,172.26 4,388,505,911	14,763.14 4,270,164,429	2.48
11	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	337,958	12,613.76 4,262,955,163	12,534.27 4,236,056,821	2.46
12	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	126,556	33,727.33 4,268,396,672	32,801.30 4,151,202,019	2.41
13	DERWENT LONDON PLC	イギリス	投資証券	627,258	6,265.74 3,930,236,795	6,331.91 3,971,741,203	2.31
14	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	1,591,932	2,512.56 3,999,954,301	2,412.13 3,839,946,935	2.23
15	LINK REIT	香港	投資証券	5,244,420	726.82 3,811,762,455	719.91 3,775,536,624	2.19
16	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	483,455	7,696.92 3,721,114,459	7,745.71 3,744,702,228	2.17
17	APARTMENT INV&MGMT CO -A	アメリカ	投資証券	788,578	4,567.22 3,601,609,213	4,560.08 3,595,978,766	2.09
18	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	5,789,806	585.94 3,392,480,086	609.79 3,530,610,382	2.05

19	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	431,252	7,774.27 3,352,669,486	7,655.27 3,301,350,498	1.92
20	WERELDHAVE NV	オランダ	投資証券	430,061	8,441.42 3,630,327,634	7,596.09 3,266,782,836	1.90
21	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール	投資証券	12,648,000	224.53 2,840,688,146	221.91 2,806,801,157	1.63
22	KILROY REALTY CORP	アメリカ	投資証券	303,176	8,796.48 2,666,881,620	8,602.51 2,608,074,572	1.51
23	BIG YELLOW GROUP PLC	イギリス	投資証券	2,077,505	1,130.37 2,348,349,327	1,220.43 2,535,453,582	1.47
24	CUBESMART	アメリカ	投資証券	913,349	2,791.74 2,549,832,937	2,744.14 2,506,357,525	1.45
25	GECINA SA	フランス	投資証券	130,711	16,099.69 2,104,406,972	16,410.57 2,145,042,603	1.24
26	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	アメリカ	投資証券	1,280,931	1,707.65 2,187,381,822	1,662.43 2,129,458,122	1.24
27	FRASERS CENTREPOINT TRUST	シンガポール	投資証券	11,287,800	184.02 2,077,275,774	184.02 2,077,275,774	1.21
28	FONCIERE DES REGIONS	フランス	投資証券	177,595	11,825.13 2,100,108,724	11,223.48 1,993,234,570	1.16
29	FORTUNE REIT	シンガポール	投資証券	14,784,070	127.40 1,883,564,438	122.18 1,806,406,377	1.05
30	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	カナダ	投資証券	451,217	3,751.25 1,692,630,659	3,999.82 1,804,787,548	1.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.37%
合計	98.37%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2015年5月	売建	2,000,000	238,318,000	237,980,000	0.14%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

(1) 投資状況(平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	28,213,504,963	52.35
内 アメリカ	28,213,504,963	52.35
特殊債券	1,717,806,650	3.19
内 アメリカ	1,717,806,650	3.19
社債券	22,252,656,001	41.29
内 アメリカ	22,252,656,001	41.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,714,420,264	3.18
純資産総額	53,898,387,878	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	35,924,705,737	66.65
内 アメリカ	35,924,705,737	66.65
債券先物取引(売建)	22,024,781,086	40.86
内 アメリカ	22,024,781,086	40.86
為替予約取引(売建)	202,283,000	0.38
内 日本	202,283,000	0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成27年4月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	78,000,000	106.75 9,908,813,460	105.28 9,772,924,980	9.875000 2015/11/15	18.13
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	38,000,000	108.34 4,899,465,025	107.21 4,848,036,200	9.250000 2016/02/15	8.99
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	30,000,000	100.67 3,594,125,391	99.82 3,563,859,600	1.750000 2022/02/28	6.61
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	21,000,000	101.10 2,526,513,990	101.93 2,547,405,630	2.250000 2024/11/15	4.73
5	RABOBANK NEDERLAND	アメリカ	社債券	16,000,000	111.08 2,115,001,280	111.61 2,125,187,680	4.500000 2021/01/11	3.94
6	Sumitomo Mitsui Banking Corp	アメリカ	社債券	15,000,000	105.94 1,891,118,250	106.57 1,902,345,900	3.950000 2023/07/19	3.53
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	15,000,000	98.92 1,765,882,650	99.68 1,779,412,950	2.000000 2025/02/15	3.30
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	15,000,000	98.35 1,755,565,350	99.34 1,773,272,550	1.250000 2020/01/31	3.29
9	Svenska Handelsbanken AB	アメリカ	社債券	14,122,000	101.94 1,713,220,880	102.50 1,722,648,586	2.500000 2019/01/25	3.20
10	Nordea Bank AB	アメリカ	社債券	10,000,000	103.83 1,235,669,820	103.60 1,232,851,900	3.125000 2017/03/20	2.29
11	AUST & NZ BANK	アメリカ	社債券	9,135,000	112.63 1,224,426,533	113.28 1,231,514,197	5.100000 2020/01/13	2.28
12	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd/The	アメリカ	社債券	10,000,000	100.04 1,190,583,100	101.72 1,210,563,200	2.850000 2021/09/08	2.25
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	10,000,000	97.50 1,160,333,300	98.53 1,172,614,100	1.625000 2022/11/15	2.18
14	International Business Machines Corp	アメリカ	社債券	10,000,000	94.65 1,126,442,100	95.47 1,136,140,600	1.875000 2022/08/01	2.11
15	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券	8,000,000	108.16 1,029,683,200	106.79 1,016,640,800	9.750000 2016/01/23	1.89

16	United Overseas Bank Ltd	アメリカ	社債券		8,000,000	102.10 972,078,870	101.99 970,982,880	2.250000 2017/03/07	1.80
17	Westpac Banking Corp	アメリカ	社債券		8,000,000	101.66 967,869,840	101.80 969,136,000	2.000000 2017/08/14	1.80
18	NTT Finance Corp	アメリカ	社債券		8,000,000	100.16 953,551,760	100.49 956,683,840	1.500000 2017/07/25	1.77
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券		8,000,000	99.83 950,400,640	100.41 955,903,200	1.000000 2018/02/15	1.77
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券		5,000,000	149.39 888,918,100	149.56 889,893,900	6.250000 2030/05/15	1.65
21	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd/The	アメリカ	社債券		7,000,000	102.21 851,425,960	102.84 856,657,200	2.700000 2018/09/09	1.59
22	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT	アメリカ	特殊債券		5,000,000	118.60 705,693,800	117.84 701,165,850	9.250000 2017/07/15	1.30
23	Commonwealth Bank of Australia	アメリカ	社債券		5,224,000	111.89 695,601,981	112.30 698,169,420	5.000000 2019/10/15	1.30
24	RABOBANK NEDERLAND	アメリカ	社債券		5,000,000	107.26 638,202,950	107.22 637,976,850	3.875000 2022/02/08	1.18
25	Coca-Cola Co/The	アメリカ	社債券		5,000,000	104.21 620,085,200	104.24 620,269,650	3.200000 2023/11/01	1.15
26	International Business Machines Corp	アメリカ	社債券		5,000,000	103.43 615,426,350	104.13 619,627,050	3.375000 2023/08/01	1.15
27	Banque Federative du Credit Mutuel SA	アメリカ	社債券		5,000,000	101.79 605,656,450	102.54 610,130,850	2.500000 2018/10/29	1.13
28	Westpac Banking Corp	アメリカ	社債券		5,000,000	101.60 604,567,600	102.19 608,078,100	2.250000 2019/01/17	1.13
29	National Australia Bank Ltd/New York	アメリカ	社債券		5,000,000	101.59 604,496,200	102.19 608,078,100	2.300000 2018/07/25	1.13
30	Sumitomo Mitsui Banking Corp	アメリカ	社債券		5,000,000	101.41 603,419,250	101.88 606,203,850	3.200000 2022/07/18	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	52.35%
特殊債券	3.19%
社債券	41.29%
合計	96.82%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	アメリカ	T-NOTE(10YR) 2015年6月	買建	450	6,871,733,243	6,882,011,987	12.77%
		T-NOTE(2YR) 2015年6月	買建	1,000	26,087,566,750	26,101,906,250	48.43%
		T-BOND(ULTRA LONG) 2015年6月	買建	150	2,960,916,945	2,940,787,500	5.46%
		T-BOND 2015年6月	売建	180	3,440,577,683	3,424,522,500	6.35%
		T-NOTE(5YR) 2015年6月	売建	1,300	18,548,578,171	18,600,258,586	34.51%
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2015年5 月	売建	1,700,000	202,327,600	202,283,000	0.38%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

(1) 投資状況(平成27年4月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	8,438,392,024	33.38
内 オーストラリア	8,438,392,024	33.38
特殊債券	13,445,673,612	53.18
内 オーストラリア	13,445,673,612	53.18
社債券	2,674,086,754	10.58

内 オーストラリア	2,674,086,754	10.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	724,834,010	2.87
純資産総額	25,282,986,400	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	4,267,934,976	16.88
内 オーストラリア	4,267,934,976	16.88

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も新しい最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (平成27年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	25,000,000	104.75 2,499,168,555	104.32 2,488,957,545	3.250000 2018/10/21	9.84
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	24,000,000	107.67 2,466,010,447	107.10 2,452,978,526	6.000000 2017/02/15	9.70
3	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	20,000,000	124.09 2,368,419,912	121.47 2,318,452,764	5.750000 2024/07/22	9.17
4	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	20,000,000	121.41 2,317,288,518	119.74 2,285,529,414	5.750000 2021/05/15	9.04
5	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	16,000,000	118.24 1,805,520,331	116.93 1,785,380,784	6.250000 2020/02/21	7.06
6	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	12,000,000	118.66 1,358,915,565	117.26 1,342,814,616	6.000000 2020/06/15	5.31
7	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	12,000,000	108.41 1,241,467,956	105.74 1,210,926,538	3.250000 2025/04/21	4.79
8	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	125.88 1,201,291,926	124.15 1,184,849,337	7.000000 2021/07/15	4.69
9	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	120.06 1,145,761,209	118.86 1,134,338,238	7.000000 2019/10/15	4.49

10	BNZ International Funding Ltd/London	オースト ラリア	社債券	10,000,000	104.37 996,088,797	104.08 993,235,440	6.250000 2016/06/14	3.93
11	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オースト ラリア	特殊債 券	10,000,000	101.44 968,108,721	100.38 957,964,512	2.750000 2020/04/16	3.79
12	AFRICAN DEVELOPMENT BK.	オースト ラリア	特殊債 券	10,000,000	101.29 966,610,470	100.01 954,414,516	2.750000 2020/02/03	3.77
13	EUROFIMA	オースト ラリア	特殊債 券	8,000,000	113.49 866,473,862	112.42 858,282,151	6.250000 2018/12/28	3.39
14	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK	オースト ラリア	特殊債 券	5,000,000	118.29 564,430,278	116.36 555,211,740	5.500000 2022/03/29	2.20
15	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オースト ラリア	特殊債 券	5,000,000	115.95 553,255,425	113.55 541,813,368	4.750000 2024/08/07	2.14
16	NORDIC INVESTMENT BK.	オースト ラリア	特殊債 券	5,000,000	114.92 548,383,723	113.09 539,632,792	5.000000 2022/04/19	2.13
17	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	オースト ラリア	特殊債 券	5,000,000	98.25 468,799,875	96.14 458,751,096	2.750000 2025/10/30	1.81
18	Airservices Australia	オースト ラリア	特殊債 券	4,400,000	109.83 461,192,577	108.41 455,230,110	4.750000 2020/11/19	1.80
19	University Of Melbourne	オースト ラリア	社債券	4,210,000	107.72 432,788,247	105.84 425,259,259	4.250000 2021/06/30	1.68
20	AUST & NZ BANK	オースト ラリア	社債券	4,000,000	104.61 399,321,109	104.30 398,145,411	6.750000 2016/05/09	1.57
21	Stadshypotek AB	オースト ラリア	社債券	3,000,000	103.77 297,091,721	103.27 295,674,586	4.250000 2017/10/10	1.17
22	Australian Rail Track Corp Ltd	オースト ラリア	特殊債 券	2,500,000	101.08 241,158,767	100.95 240,855,777	3.750000 2016/04/29	0.95
23	AUST & NZ BANK	オースト ラリア	社債券	2,000,000	102.73 196,087,655	102.51 195,654,403	5.250000 2016/03/23	0.77
24	GE Capital Australia Funding Pty Ltd	オースト ラリア	社債券	1,690,000	102.11 164,682,863	101.90 164,353,859	7.000000 2015/10/08	0.65
25	Suncorp-Metway Ltd	オースト ラリア	社債券	1,500,000	103.56 148,245,256	102.97 147,397,837	4.000000 2017/11/09	0.58
26	COUNCIL OF EUROPE	オースト ラリア	特殊債 券	1,065,000	117.12 119,036,576	115.79 117,681,809	6.000000 2020/10/08	0.47
27	GE Capital Australia Funding Pty Ltd	オースト ラリア	社債券	540,000	106.09 54,675,148	105.49 54,365,955	5.250000 2017/08/23	0.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口 . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	33.38%
特殊債券	53.18%
社債券	10.58%
合計	97.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	オーストラリア	A-BOND (3YR) 2015年6月	買建	400	4,288,252,786	4,267,934,976	16.88%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年4月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	165,661,165,688	26.17
内 カナダ	165,661,165,688	26.17
地方債証券	269,996,805,746	42.65
内 カナダ	269,996,805,746	42.65
特殊債券	10,303,006,606	1.63
内 カナダ	10,303,006,606	1.63
社債券	174,098,802,383	27.50
内 カナダ	174,098,802,383	27.50

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,061,304,234	2.06
純資産総額	633,121,084,657	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	217,844,000	0.03
内 日本	217,844,000	0.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (平成27年4月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	250,545,000	153.55 38,099,316,789	153.71 38,139,945,644	10.500000 2021/03/15	6.02
2	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	247,000,000	150.40 36,790,273,840	151.13 36,968,240,653	9.750000 2021/06/01	5.84
3	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	345,860,000	105.65 36,186,012,447	101.01 34,596,446,009	11.250000 2015/06/01	5.46
4	HYDRO QUEBEC	カナダ	社債券	219,000,000	148.22 32,146,516,497	147.91 32,079,386,041	11.000000 2020/08/15	5.07
5	GE Capital Canada Funding Co	カナダ	社債券	250,000,000	109.63 27,142,389,975	109.55 27,122,088,825	5.530000 2017/08/17	4.28
6	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	177,000,000	150.27 26,340,687,658	152.66 26,758,893,329	9.375000 2023/01/16	4.23
7	Bank of Montreal	カナダ	社債券	210,000,000	113.12 23,526,438,264	113.19 23,540,995,674	6.020000 2018/05/02	3.72
8	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	152,609,000	148.38 22,425,273,737	150.77 22,786,277,513	9.500000 2022/07/13	3.60
9	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	144,000,000	153.44 21,881,872,801	154.61 22,049,021,577	9.250000 2022/06/01	3.48
10	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	190,000,000	111.73 21,022,969,767	112.33 21,136,992,909	4.650000 2018/12/18	3.34

11	Bank of Montreal	カナダ	社債券	210,600,000	102.15 21,305,992,951	100.44 20,948,108,830	5.180000 2015/06/10	3.31
12	GE Capital Canada Funding Co	カナダ	社債券	180,000,000	114.81 20,466,233,010	117.13 20,879,247,528	5.680000 2019/09/10	3.30
13	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債 証券	130,942,000	142.44 18,471,497,483	146.21 18,959,582,374	8.000000 2023/09/08	2.99
14	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	88,000,000	201.34 17,546,190,758	201.68 17,576,552,733	4.250000 2021/12/01	2.78
15	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債 証券	97,300,000	141.75 13,658,875,357	145.84 14,053,453,955	8.100000 2023/09/08	2.22
16	Financement-Quebec	カナダ	地方債 証券	131,227,000	105.35 13,690,664,234	103.16 13,406,844,484	6.250000 2015/12/01	2.12
17	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債 証券	89,400,000	147.84 13,089,311,838	151.25 13,391,297,287	9.500000 2022/06/09	2.12
18	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債 証券	85,860,000	153.46 13,049,032,911	157.35 13,379,363,419	9.000000 2024/08/23	2.11
19	Ontario Electricity Financial Corp	カナダ	社債券	87,581,000	150.94 13,091,891,307	150.63 13,064,967,587	10.125000 2021/10/15	2.06
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	64,000,000	165.35 10,479,750,720	169.41 10,737,323,788	9.000000 2025/06/01	1.70
21	Ontario Electricity Financial Corp	カナダ	社債券	60,274,000	143.73 8,579,686,358	146.76 8,760,306,307	8.900000 2022/08/18	1.38
22	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債 証券	75,000,000	104.33 7,749,473,814	102.32 7,599,636,472	2.600000 2025/06/02	1.20
23	Royal Bank of Canada	カナダ	社債券	70,000,000	107.52 7,453,702,893	107.21 7,432,251,015	3.770000 2018/03/30	1.17
24	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債 証券	70,000,000	105.33 7,301,868,117	103.41 7,168,623,252	2.750000 2025/09/01	1.13
25	Mun Fin Auth of British Columbia	カナダ	特殊債 券	60,685,000	112.73 6,774,722,251	113.25 6,806,212,742	5.100000 2018/11/20	1.08
26	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債 証券	60,000,000	113.38 6,737,095,075	113.05 6,717,323,736	4.200000 2020/06/02	1.06
27	Province of Saskatchewan Canada	カナダ	地方債 証券	40,683,000	147.70 5,950,713,837	149.71 6,031,733,759	9.600000 2022/02/04	0.95
28	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債 証券	40,430,000	146.71 5,874,313,609	147.45 5,903,697,999	9.950000 2021/05/15	0.93
29	Regional Municipality of York	カナダ	地方債 証券	48,000,000	112.59 5,352,040,699	113.91 5,415,023,779	5.000000 2019/04/29	0.86
30	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債 証券	46,066,000	113.81 5,192,281,530	113.64 5,184,526,272	5.600000 2018/06/01	0.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	26.17%
地方債証券	42.65%
特殊債券	1.63%
社債券	27.50%
合計	97.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル売/円買 2015年5月	売建	2,200,000	217,849,500	217,844,000	0.03%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

2015年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,718円
純資産総額	32億円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 1,570円

決算期	第 88 期 14年5月	第 89 期 14年6月	第 90 期 14年7月	第 91 期 14年8月	第 92 期 14年9月	第 93 期 14年10月	第 94 期 14年11月	第 95 期 14年12月	第 96 期 15年1月	第 97 期 15年2月	第 98 期 15年3月	第 99 期 15年4月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※比率は、純資産総額に対するものです。

主要な資産の状況

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	業種・用途名	比率
外国債券・先物	156	37.1%	日本円	34.4%	直接利回り(%) 5.1	TOPIX先物 2706月	-	2.6%
国内株式・先物	81	32.7%	米ドル	25.9%	最終利回り(%) 1.8	ファンック	電気機器	2.1%
外国リート	63	32.1%	豪ドル	15.7%	修正デュレーション 4.3	キヤノン	電気機器	1.9%
			カナダ・ドル	11.4%	残存年数 5.1	常陽銀行	銀行業	1.7%
			ユーロ	4.8%	債券格付別構成 比率	セブン&アイ・HLDGS	小売業	1.5%
			英ポンド	4.8%	AAA 56.4%	LAND SECURITIES GROUP PLC	商業施設	1.9%
			シンガポール・ドル	1.7%	AA 43.6%	EQUITY RESIDENTIAL	住宅施設	1.7%
			香港ドル	1.3%	A -	WESTFIELD CORP	商業施設	1.5%
			ニュージーランド・ドル	0.0%	BBB -	SIMON PROPERTY GROUP INC	商業施設	1.5%
コール・ローン、その他	5.4%				BB -	HAMMERSON PLC	商業施設	1.3%
合計	300	-	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	17.6%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

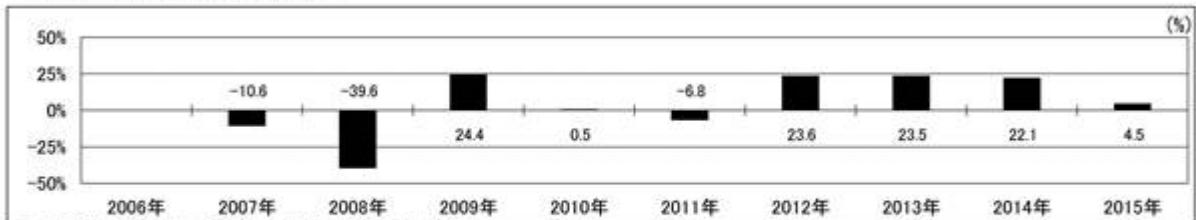
※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※業種・用途名について、株式は東証33業種分類、リートはS&P Global Property Indexの分類を原則としています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2007年は設定日(1月19日)から年末、2015年は4月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所またはロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは、行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所またはロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けは、行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「(FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券：計算日の前営業日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年1月19日から平成19年2月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意

のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年4月および10月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年10月7日から平成27年4月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

常陽3分法ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成26年10月6日現在	当 期 平成27年4月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,578,612	30,650,384
投資信託受益証券	1,210,530,484	1,109,827,120
親投資信託受益証券	2,483,386,084	2,172,490,423
未収入金	25,000,000	-
流動資産合計	3,748,495,180	3,312,967,927
資産合計	3,748,495,180	3,312,967,927
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,519,697	3,429,192
未払解約金	11,692,890	5,089,827
未払受託者報酬	177,126	157,861
未払委託者報酬	3,223,820	2,873,194
その他未払費用	161,413	142,888
流動負債合計	19,774,946	11,692,962
負債合計	19,774,946	11,692,962
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 4,519,697,734	¹ 3,429,192,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 790,977,500	² 127,917,822
(分配準備積立金)	68,884,330	68,030,940
元本等合計	3,728,720,234	3,301,274,965
純資産合計	3,728,720,234	3,301,274,965
負債純資産合計	3,748,495,180	3,312,967,927

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前 期	当 期
	自 至	自 至
	平成26年4月8日 平成26年10月6日	平成26年10月7日 平成27年4月6日
営業収益		
受取利息	12,287	10,410
有価証券売買等損益	285,647,870	607,705,340
営業収益合計	<u>285,660,157</u>	<u>607,715,750</u>
営業費用		
受託者報酬	1,076,718	953,132
委託者報酬	<u>1 19,596,972</u>	<u>1 17,347,719</u>
その他費用	161,413	142,888
営業費用合計	<u>20,835,103</u>	<u>18,443,739</u>
営業利益	264,825,054	589,272,011
経常利益	264,825,054	589,272,011
当期純利益	264,825,054	589,272,011
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,236,494	10,882,772
期首剩余金又は期首次損金()	1,166,870,196	790,977,500
剩余金増加額又は欠損金減少額	146,656,777	108,882,372
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	146,656,777	108,882,372
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,858,992	1,320,985
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	3,858,992	1,320,985
分配金	<u>2 29,493,649</u>	<u>2 22,890,948</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>790,977,500</u>	<u>127,917,822</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成26年10月5日が休日のため、前特定期間末日を平成26年10月6日としており、平成27年4月5日が休日のため、当特定期間末日を平成27年4月6日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成26年10月6日現在	当 期 平成27年4月6日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,268,255,509円 19,302,807円 767,860,582円	4,519,697,734円 16,718,023円 1,107,222,970円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,519,697,734口	3,429,192,787口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は790,977,500円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は127,917,822円あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 平成26年4月8日 至 平成26年10月6日	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	2,944,958円	2,593,044円
2. 2 分配金の計算過程	(自平成26年4月8日 至平成26年5月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,834,899円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,331,670円)及び分配準備積立金(61,208,873円)により分配対象額は91,375,442円(1万口当たり176.05円)であり、うち5,190,412円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自平成26年10月7日 至平成26年11月5日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,379,400円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(21,048,203円)及び分配準備積立金(67,648,563円)により分配対象額は95,076,166円(1万口当たり214.11円)であり、うち4,440,445円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

<p>(自平成26年5月8日 至平成26年6月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,974,264円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,012,939円)及び分配準備積立金(60,892,989円)により分配対象額は93,880,192円(1万口当たり183.60円)であり、うち5,113,281円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成26年11月6日 至平成26年12月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,841,676円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(18,664,351円)及び分配準備積立金(61,536,876円)により分配対象額は87,042,903円(1万口当たり221.53円)であり、うち3,929,189円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成26年6月6日 至平成26年7月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,726,002円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,600,732円)及び分配準備積立金(63,456,916円)により分配対象額は99,783,650円(1万口当たり198.98円)であり、うち5,014,702円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成26年12月6日 至平成27年1月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,397,712円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(18,212,716円)及び分配準備積立金(62,755,261円)により分配対象額は87,365,689円(1万口当たり228.25円)であり、うち3,827,711円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(自平成26年7月8日 至平成26年8月5日)	(自平成27年1月6日 至平成27年2月5日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,736,171円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,125,642円)及び分配準備積立金(69,562,151円)により分配対象額は96,423,964円(1万口当たり196.60円)であり、うち4,904,528円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,528,289円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(17,773,195円)及び分配準備積立金(63,419,150円)により分配対象額は86,720,634円(1万口当たり233.11円)であり、うち3,720,158円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
(自平成26年8月6日 至平成26年9月5日)	(自平成27年2月6日 至平成27年3月5日)
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,038,221円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(22,458,675円)及び分配準備積立金(66,198,604円)により分配対象額は98,695,500円(1万口当たり207.73円)であり、うち4,751,029円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,871,162円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,962,867円)及び分配準備積立金(62,113,712円)により分配対象額は85,947,741円(1万口当たり242.50円)であり、うち3,544,253円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

<p>(自平成26年9月6日 至平成26年10月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,427,758円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(21,394,734円)及び分配準備積立金(67,976,269円)により分配対象額は94,798,761円(1万口当たり209.75円)であり、うち4,519,697円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年3月6日 至平成27年4月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,223,829円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,495,868円)及び分配準備積立金(63,236,303円)により分配対象額は87,956,000円(1万口当たり256.49円)であり、うち3,429,192円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 平成27年4月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成26年10月6日現在	当期 平成27年4月6日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券 親投資信託受益証券	10,386,245 40,821,608	58,009,005 3,102,646
合計	30,435,363	54,906,359

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 平成26年10月6日現在	当期 平成27年4月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていませんため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期	当 期
	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8250円 (8,250円)	0.9627円 (9,627円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	(FOFs専用)ダイワいばらきファンド (適格機関投資家専用)	981,539,861	1,109,827,120	
投資信託受益証券 合計			1,109,827,120	
親投資信託受益証券	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	226,611,743	361,037,828	
	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	130,210,738	360,436,343	
	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	192,290,677	366,832,924	
	ダイワ・グローバルR E I T ・マザーファンド	528,895,716	1,084,183,328	
親投資信託受益証券 合計			2,172,490,423	
合計			3,282,317,543	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「(FOFs専用)ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券及び「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「(FOFs専用)ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。同ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、当中間計算期間（平成26年7月30日から平成27年1月29日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(FOFs専用)ダイワいばらきファンド（適格機関投資家専用）

(1) 中間貸借対照表

	前計算期間末 平成26年7月29日現在	当中間計算期間末 平成27年1月29日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,056,735	7,016,889
親投資信託受益証券	1,361,136,409	1,372,311,164
未収入金	-	25,000,000
流動資産合計	1,370,193,144	1,404,328,053
資産合計	1,370,193,144	1,404,328,053

負債の部			
流動負債			
未払解約金	-	25,000,000	
未払受託者報酬	421,602	412,406	
未払委託者報酬	3,583,972	3,505,813	
その他未払費用	35,376	34,277	
流動負債合計	4,040,950	28,952,496	
負債合計	4,040,950	28,952,496	
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,518,270,230	1,350,209,437
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()	2	152,118,036	25,166,120
(分配準備積立金)		106,534,911	80,263,689
元本等合計		1,366,152,194	1,375,375,557
純資産合計		1,366,152,194	1,375,375,557
負債純資産合計		1,370,193,144	1,404,328,053

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 平成25年7月30日 至 平成26年1月29日	当中間計算期間 自 平成26年7月30日 至 平成27年1月29日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	1,637	1,093
有価証券売買等損益	146,546,380	160,174,755
営業収益合計	146,548,017	160,175,848
営業費用		
受託者報酬	448,084	412,406
委託者報酬	3,809,020	3,505,813
その他費用	37,252	34,277
営業費用合計	4,294,356	3,952,496
営業利益	142,253,661	156,223,352
経常利益	142,253,661	156,223,352
中間純利益	142,253,661	156,223,352
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	13,147,770	19,360,494
期首剰余金又は期首次損金()	432,222,764	152,118,036
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,028,364	40,421,298

中間一部解約に伴う剩余金増加額 又は欠損金減少額	58,028,364	37,459,756
中間追加信託に伴う剩余金増加額 又は欠損金減少額	-	2,961,542
中間剩余金又は中間欠損金()	245,088,509	25,166,120

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 平成26年7月30日 至 平成27年1月29日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 平成26年7月29日現在	当中間計算期間末 平成27年1月29日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,861,220,243円 - 円 342,950,013円	1,518,270,230円 210,038,458円 378,099,251円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,518,270,230口	1,350,209,437口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は152,118,036円であります。	

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成25年7月30日 至 平成26年1月29日	当中間計算期間 自 平成26年7月30日 至 平成27年1月29日
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 平成27年1月29日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 平成26年7月29日現在	当中間計算期間末 平成27年1月29日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前計算期間末 平成26年7月29日現在	当中間計算期間末 平成27年1月29日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8998円 (8,998円)	1.0186円 (10,186円)

参考情報

「(FOFs専用)ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)」は、「茨城マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「茨城マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

平成26年7月29日現在	平成27年1月29日現在
--------------	--------------

		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		242,981,901	306,469,458
株式	2	4,735,749,480	5,132,322,260
派生商品評価勘定		5,559,333	-
未収入金		1,077,175	-
未収配当金		12,366,800	12,742,750
流動資産合計		4,997,734,689	5,451,534,468
資産合計		4,997,734,689	5,451,534,468
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	2,270,447
前受金		5,426,000	809,000
未払金		-	562,624
未払解約金		-	32,000,000
流動負債合計		5,426,000	35,642,071
負債合計		5,426,000	35,642,071
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,757,957,878	2,634,023,648
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		2,234,350,811	2,781,868,749
元本等合計		4,992,308,689	5,415,892,397
純資産合計		4,992,308,689	5,415,892,397
負債純資産合計		4,997,734,689	5,451,534,468

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年7月30日 至 平成27年1月29日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>

2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年7月29日現在	平成27年1月29日現在
1. 1期首	平成25年7月30日	平成26年7月30日
期首元本額	3,135,009,697円	2,757,957,878円
期中追加設定元本額	32,590,276円	112,473,566円
期中一部解約元本額	409,642,095円	236,407,796円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
(FOFs専用)ダイワいばらき	751,967,521円	667,434,057円
ファンド(適格機関投資家専用)		
茨城ファンド	2,005,990,357円	1,966,589,591円
計	2,757,957,878円	2,634,023,648円
2. 期末日における受益権の総数	2,757,957,878口	2,634,023,648口
3. 2差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 111,267,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 121,099,200円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年1月29日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
	(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	平成26年7月29日 現在			平成27年1月29日 現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	うち 1年超			
市場取引						
株価指数 先物取引						
買 建	214,002,000	-	219,640,000	5,638,000	242,473,000	-
合計	214,002,000	-	219,640,000	5,638,000	242,473,000	-
					240,295,000	2,178,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年7月29日現在	平成27年1月29日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8101円 (18,101円)	2.0561円 (20,561円)

「ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,584,264,886	2,760,088,647
コール・ローン	1,006,824,354	1,149,158,994
投資証券	155,229,111,819	172,929,682,605
派生商品評価勘定	3,271,830	-
未収入金	2,707,102,289	365,534,693
未収配当金	341,349,187	482,499,917
流動資産合計	160,871,924,365	177,686,964,856
資産合計	160,871,924,365	177,686,964,856
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,054,137	883,344
未払金	2,370,084,317	994,289,644
未払解約金	217,977,000	290,486,000
流動負債合計	2,594,115,454	1,285,658,988
負債合計	2,594,115,454	1,285,658,988
純資産の部		
元本等		
元本	1 97,831,251,249	86,051,539,525
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	60,446,557,662	90,349,766,343
元本等合計	158,277,808,911	176,401,305,868
純資産合計	158,277,808,911	176,401,305,868
負債純資産合計	160,871,924,365	177,686,964,856

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1. 1期首	平成26年4月8日	平成26年10月7日
期首先元本額	111,024,012,008円	97,831,251,249円
期中追加設定元本額	356,233,899円	320,764,020円
期中一部解約元本額	13,548,994,658円	12,100,475,744円

期末元本額の内訳

ファンド名

ダイワ・グローバルR E I T・オープン(毎月分配型)	88,279,194,758円	78,448,703,045円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	75,427,403円	60,605,400円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	45,948,470円	36,052,163円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	51,799,971円	38,197,224円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	250,359,525円	176,024,235円
6資産バランスファンド(分配型)	392,401,329円	310,201,265円
6資産バランスファンド(成長型)	753,279,403円	587,037,542円
ダイワ三資産分散ファンド(インカム&キャッシュ、外債、内外リート)(隔月分配型)	45,517,730円	31,121,979円
りそなワールド・リート・ファンド	4,278,902,844円	3,523,157,819円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	172,640,400円	115,228,222円
『しがぎん』S R I 三資産バランス・オープン(奇数月分配型)	11,847,108円	8,454,488円
常陽3分法ファンド	768,196,841円	528,895,716円
ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)	161,888,857円	114,927,720円
ダイワ・海外株式&R E I T ファンド(毎月分配型)	46,519,616円	37,284,015円
スマート・インカム・バランス	182,170円	167,563円
D C ダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	186,103,399円	165,300,838円
D C ダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	245,598,467円	224,572,471円

DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽／成長コース)	235,382,568円	236,648,003円
ダイワ・グローバルR E I T ファンド(ダイワS M A専 用)	621,275,471円	420,467,477円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(分配 型)	1,172,988,297円	936,151,616円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(部分為替ヘッジあ り)	15,588,542円	21,460,775円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(為替ヘッジなし)	20,208,080円	30,879,949円
計	97,831,251,249円	86,051,539,525円
2. 期末日における受益権の総数	97,831,251,249口	86,051,539,525口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年4月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	2,486,999,506	3,385,086,491
合計	2,486,999,506	3,385,086,491

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年9月17日から平成26年10月6日まで、及び平成27年3月17日から平成27年4月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益

	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	1,259,166,319	-	1,261,535,481	2,369,162	282,520,361	-	283,115,852	595,491
アメリカ・ドル	869,576,803	-	873,397,465	3,820,662	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	389,589,516	-	388,138,016	1,451,500	226,990,000	-	227,225,000	235,000
シンガポール・ドル	-	-	-	-	55,530,361	-	55,890,852	360,491
買 建	932,860,819	-	932,447,674	413,145	55,530,361	-	55,242,508	287,853
アメリカ・ドル	389,589,516	-	391,214,295	1,624,779	55,530,361	-	55,242,508	287,853
オーストラリア・ドル	543,271,303	-	541,233,379	2,037,924	-	-	-	-
合計	2,192,027,138	-	2,193,983,155	2,782,307	338,050,722	-	338,358,360	883,344

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,6179円 (16,179円)	2,0499円 (20,499円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	SIMON PROPERTY	318,391	63,474,429.760	
		BIOMED REALTY TR	652,410	14,711,845.500	
		APARTMENT INVEST	788,578	30,722,998.880	
		VORNADO RLTY TST	301,120	33,487,555.200	
		EQUITY RESIDENTI	984,437	77,091,261.470	
		HOST HOTELS & RE	1,557,811	31,919,547.390	
		AMERICAN HOMES-A	674,794	11,262,311.860	
		PHYSICIANS REALT	422,280	7,440,573.600	
		CYRUSONE INC	340,067	10,749,517.870	
		HEALTHCARE TRU-A	410,033	11,554,729.940	
		WP GLIMCHER INC	873,134	14,319,397.600	
		AMERICAN ASSETS	252,632	10,923,807.680	
		PARAMOUNT GROUP	1,196	23,106.720	
		REXFORD INDUSTRI	478,900	7,533,097.000	
		SUN COMMUNITIES	164,875	10,947,700.000	
		PROLOGIS INC	166,377	7,252,373.430	
		BRANDYWINE RLTY	910,495	14,495,080.400	
		DDR CORP	782,823	14,756,213.550	
		HEALTH CARE REIT	479,931	37,353,029.730	
		HOME PROPERTIES	222,203	15,547,543.910	
		KILROY REALTY	303,176	23,241,472.160	
		MACERICH CO	175,433	14,150,425.780	
		PENN REIT	632,715	14,603,062.200	
		PS BUSINESS PARK	133,042	11,078,407.340	
		REGENCY CENTERS	431,252	29,501,949.320	
		SL GREEN REALTY	289,245	37,567,140.600	
		WEINGARTEN RLTY	405,363	14,605,228.890	

CUBESMART	951,798	22,852,669.980	
SUNSTONE HOTEL	575,268	9,773,803.320	
EXTRA SPACE STOR	506,171	34,353,825.770	
EDUCATION REALTY	301,672	10,540,419.680	
DIAMONDROCK HOSP	1,533,116	21,954,221.120	
DOUGLAS EMMETT	373,110	11,312,695.200	
RETAIL PROPERTIE	937,271	15,090,063.100	
アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 696,191,505.950 (82,881,598,783)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	
LAND SECURITIES	4,202,021	52,903,444.390	
SEGRO PLC	1,880,804	7,889,972.780	
HAMMERSON PLC	5,718,154	38,168,677.950	
DERWENT LONDON	627,258	21,728,217.120	
BIG YELLOW GROUP	2,381,914	16,006,462.080	
イギリス・ポンド 小計		イギリス・ポンド 136,696,774.320 (24,277,347,119)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	
NATIONAL STORAGE	4,240,817	6,785,307.200	
SCCENTRE GROUP	11,308,478	42,293,707.720	
NOVION PROPERTY	21,487,233	54,792,444.150	
DEXUS PROPERTY G	607,748	4,618,884.800	
WESTFIELD CORP	8,719,634	86,498,769.280	
GOODMAN GROUP	5,789,806	36,938,962.280	
INGENIA COMMUNIT	34,121,153	13,648,461.200	
オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 245,576,536.630 (22,325,362,945)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	
ALLIED PROP REIT	451,217	18,486,360.490	
カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 18,486,360.490 (1,764,707,972)	
シンガポール・ドル		シンガポール・ドル	
KEPPEL DC REIT	15,344,971	15,805,320.130	
ASCENDAS REAL ES	12,648,000	32,884,800.000	
KEPPEL REIT	15,965,342	19,318,063.820	

	CDL REIT	3,581,000	6,266,750.000	
	FRASERS CENTREPO	11,287,800	22,801,356.000	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 97,076,289.950 (8,570,865,639)	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE	1,054,421	14,044,887.720	
	WERELDHAVE NV	430,061	27,102,444.220	
	UNIBAIL-RODAMCO	126,556	31,525,099.600	
	NSI NV	2,802,876	11,744,050.440	
	GECINA SA	153,898	19,437,317.400	
	KLEPIERRE	1,231,419	56,435,932.770	
	FONCIERE DES REG	166,230	15,461,052.300	
	FONCIERE DES REG	11,365	1,008,643.750	
	WAREHOUSES DE PA	120,491	8,893,440.710	
	BENI STABILI SPA	10,768,296	8,022,380.520	
LAR ESPANA REAL	588,330	6,289,247.700		
ユーロ 小計			ユーロ 199,964,497.130 (26,147,357,645)	
香港・ドル	FORTUNE REIT	14,784,070	120,194,489.100	
	LINK REIT	5,244,420	255,141,033.000	
	CHAMPION REIT	21,010,376	77,948,494.960	
香港・ドル 小計			香港・ドル 453,284,017.060 (6,962,442,502)	
投資証券 合計			172,929,682,605 [172,929,682,605]	
合計			172,929,682,605 [172,929,682,605]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、

内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 34銘柄	100%	48.0%

イギリス・ポンド	投資証券	5銘柄	100%	14.0%
オーストラリア・ドル	投資証券	7銘柄	100%	12.9%
カナダ・ドル	投資証券	1銘柄	100%	1.0%
シンガポール・ドル	投資証券	5銘柄	100%	5.0%
ユーロ	投資証券	11銘柄	100%	15.1%
香港・ドル	投資証券	3銘柄	100%	4.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	806,936,044	457,577,630
コール・ローン	15,185,476	33,380,100
国債証券	19,255,980,230	31,531,206,327
特殊債券	1,647,962,816	1,728,585,761
社債券	31,389,990,448	19,927,658,344
派生商品評価勘定	27,422,500	158,982,073
未収入金	2,136,101,347	479,827,305
未収利息	637,605,335	670,504,989
前払費用	92,099,153	59,245,746
差入委託証拠金	254,534,744	311,361,452
流動資産合計	56,263,818,093	55,358,329,727
資産合計	56,263,818,093	55,358,329,727
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	69,394,018	294,774,848
未払金	2,250,744,536	478,033,370
未払解約金	153,638,000	11,249,000
流動負債合計	2,473,776,554	784,057,218

負債合計		2,473,776,554	784,057,218
純資産の部			
元本等			
元本	1	37,363,606,395	34,255,519,163
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		16,426,435,144	20,318,753,346
元本等合計		53,790,041,539	54,574,272,509
純資産合計		53,790,041,539	54,574,272,509
負債純資産合計		56,263,818,093	55,358,329,727

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1. 1期首	平成26年4月8日	平成26年10月7日
期首元本額	40,750,835,372円	37,363,606,395円
期中追加設定元本額	44,093,831円	301,226,324円
期中一部解約元本額	3,431,322,808円	3,409,313,556円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM (FOFs用)(適格機関投資家 専用)	401,357,844円	277,122,651円
F I T ネット・三県応援ファ ンド(毎月分配型)	334,948,556円	283,681,458円
常陽3分法ファンド	- 円	226,611,743円
ダイワ世界債券ファンドVA (適格機関投資家専用)	82,373,645円	77,494,993円
ダイワ世界債券ファンド(毎 月分配型)	8,723,895,296円	7,813,784,103円
ダイワ・グローバル債券ファ ンド(年2回決算型)	83,483,312円	83,705,384円
ダイワ世界債券ファンド(年2 回決算型)	8,130,761円	7,856,737円
ダイワ高格付3通貨債券ファ ンド(毎月分配型)	56,156,067円	66,393,703円
ダイワ・グローバル債券ファ ンド(毎月分配型)	27,673,260,914円	25,418,868,391円
計	37,363,606,395円	34,255,519,163円
2. 期末日における受益権の総数	37,363,606,395口	34,255,519,163口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における債券先物取引を利用してあります。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年4月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	104,661,989	258,723,270
特殊債券	10,724,391	7,520,389
社債券	97,599,415	265,039,204
合計	212,985,795	516,242,085

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年9月6日から平成26年10月6日まで、及び平成27年3月6日から平成27年4月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
債券先物取引								
売建	23,548,172,746	-	23,555,499,929	7,327,183	36,262,652,952	-	36,557,427,800	294,774,848
買建	40,862,124,095	-	40,828,847,010	33,277,085	6,818,651,995	-	6,977,632,228	158,980,233
合計	64,410,296,841	-	64,384,346,939	40,604,268	43,081,304,947	-	43,535,060,028	135,794,615

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在		
	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売 建	163,152,750	-	164,520,000	1,367,250	23,809,840	-
アメリカ・ドル	163,152,750	-	164,520,000	1,367,250	23,809,840	-
合計	163,152,750	-	164,520,000	1,367,250	23,809,840	-
					23,808,000	1,840

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている對顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の對顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4396円 (14,396円)	1,5932円 (15,932円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	1.375% United States Treasury Note/Bond 20151130	8,000,000.000	8,063,680.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20221115	10,000,000.000	9,983,500.000	
		9.875% United States Treasury Note/Bond 20151115	90,000,000.000	95,301,000.000	
		9.25% United States Treasury Note/Bond 20160215	30,000,000.000	32,316,600.000	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	5,000,000.000	7,667,150.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	43,000,000.000	44,568,640.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	17,000,000.000	18,836,680.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20200131	15,000,000.000	15,003,450.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250215	15,000,000.000	15,213,150.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	3,000,000.000	3,008,430.000	
		1% United States Treasury Note/Bond 20180215	10,000,000.000	10,066,000.000	
		9.125% NEW ZEALAND GOVT 20160925	4,300,000.000	4,828,556.000	
	アメリカ・ドル 小計			264,856,836.000 (31,531,206,327)	

国債証券 合計				31,531,206,327 [31,531,206,327]	
特殊債券	アメリカ・ドル	9.75% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20160123	アメリカ・ドル 8,000,000.000	アメリカ・ドル 8,590,080.000	
		9.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20170715	5,000,000.000	5,929,750.000	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 14,519,830.000 (1,728,585,761)	
特殊債券 合計				1,728,585,761 [1,728,585,761]	
社債券	アメリカ・ドル	2.5% Banque Federative du Credit Mutuel SA 20181029	アメリカ・ドル 5,000,000.000	アメリカ・ドル 5,137,400.000	
		3.2% Coca-Cola Co/The 20231101	5,000,000.000	5,288,100.000	
		2.5% Svenska Handelsbanken AB 20190125	14,122,000.000	14,566,843.000	
		1.625% Svenska Handelsbanken AB 20180321	4,000,000.000	4,027,640.000	
		4% Microsoft Corp 20550212	2,000,000.000	2,042,860.000	
		1.875% International Business Machines Corp 20220801	10,000,000.000	9,610,800.000	
		3.375% International Business Machines Corp 20230801	5,000,000.000	5,268,800.000	
		4.625% General Electric Capital Corp 20210107	5,000,000.000	5,647,900.000	
		3.75% Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Ltd/The 20240310	4,000,000.000	4,268,800.000	
		3.875% RABOBANK NEDERLAND 20220208	5,000,000.000	5,417,750.000	
		4.75% RABOBANK NEDERLAND 20200115	3,000,000.000	3,377,580.000	
		4.5% RABOBANK NEDERLAND 20210111	16,000,000.000	18,040,320.000	
		3.2% Sumitomo Mitsui Banking Corp 20220718	5,000,000.000	5,160,600.000	
		3.95% Sumitomo Mitsui Banking Corp 20230719	15,000,000.000	16,197,300.000	

	2.7% Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd/The 20180909	7,000,000.000	7,220,640.000	
	2.85% Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Ltd/The 20210908	10,000,000.000	10,230,500.000	
	2.3% National Australia Bank Ltd/New York 20180725	5,000,000.000	5,118,900.000	
	3% National Australia Bank Ltd/New York 20230120	3,000,000.000	3,086,130.000	
	5.1% AUST & NZ BANK 20200113	9,135,000.000	10,418,010.750	
	5% Commonwealth Bank of Australia 20191015	5,224,000.000	5,918,478.560	
	2% Westpac Banking Corp 20170814	8,000,000.000	8,173,840.000	
	2.25% Westpac Banking Corp 20190117	5,000,000.000	5,127,550.000	
	1.5% NTT Finance Corp 20170725	8,000,000.000	8,042,240.000	
	アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 167,388,982.310 (19,927,658,344)	
社債券 合計			19,927,658,344 [19,927,658,344]	
合計			53,187,450,432 [53,187,450,432]	

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 特殊債券 社債券	12銘柄 2銘柄 23銘柄	100% 100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年10月6日現在		平成27年4月6日現在	
	金額(円)		金額(円)	
資産の部				
流動資産				
預金	244,966,323		498,895,189	
コール・ローン	79,413,567		60,683,716	
国債証券	2,494,326,395		4,387,151,144	
特殊債券	10,205,416,880		16,606,504,968	
社債券	12,519,588,708		2,565,391,581	
派生商品評価勘定	3,861,472		-	
未収利息	306,663,027		151,478,626	
前払費用	92,048,730		133,993,158	
差入委託証拠金	190,395,262		129,040,675	
流動資産合計	26,136,680,364		24,533,139,057	
資産合計	26,136,680,364		24,533,139,057	
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定	5,802,306		14,466,236	
未払解約金	140,676,000		2,270,000	
流動負債合計	146,478,306		16,736,236	
負債合計	146,478,306		16,736,236	
純資産の部				
元本等				
元本	1	9,479,461,223	8,856,749,919	
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金()		16,510,740,835	15,659,652,902	
元本等合計		25,990,202,058	24,516,402,821	
純資産合計		25,990,202,058	24,516,402,821	
負債純資産合計		26,136,680,364	24,533,139,057	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1. 1期首 期首元本額	平成26年4月8日 10,155,096,958円	平成26年10月7日 9,479,461,223円

期中追加設定元本額	144,756,114円	174,182,585円
期中一部解約元本額	820,391,849円	796,893,889円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家 専用)	199,048,931円	144,609,165円
常陽3分法ファンド	151,050,434円	130,210,738円
ダイワ世界債券ファンドVA (適格機関投資家専用)	41,262,295円	38,647,326円
ダイワ世界債券ファンド(毎 月分配型)	4,369,984,671円	3,881,835,395円
ダイワ世界債券ファンド(年2 回決算型)	4,074,910円	3,929,816円
ダイワ高格付3通貨債券ファ ンド(毎月分配型)	29,008,727円	38,389,923円
ダイワ高格付豪ドル債オープ ン(毎月分配型)	4,685,031,255円	4,619,127,556円
計	9,479,461,223円	8,856,749,919円
2. 期末日における受益権の総数	9,479,461,223口	8,856,749,919口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における債券先物取引を利用してあります。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年4月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	3,927,539	37,623,104
特殊債券	112,267,448	247,771,600
社債券	126,755,537	22,969,148
合計	242,950,524	308,363,852

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年4月16日から平成26年10月6日まで、及び平成26年10月16日から平成27年4月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在				
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
債券先物取引								
売建	2,302,052,780	-	2,304,266,614	2,213,834	1,193,595,117	-	1,208,061,353	14,466,236
合計	2,302,052,780	-	2,304,266,614	2,213,834	1,193,595,117	-	1,208,061,353	14,466,236

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在				
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	143,043,000	-	142,770,000	273,000	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	143,043,000	-	142,770,000	273,000	-	-	-	-

合計	143,043,000	-	142,770,000	273,000	-	-	-	-
----	-------------	---	-------------	---------	---	---	---	---

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1口当たり純資産額	2.7417円	2.7681円
(1万口当たり純資産額)	(27,417円)	(27,681円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	オーストラリア・ドル 24,000,000.000	オーストラリア・ドル 25,889,280.000	
		5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	5,000,000.000	6,091,050.000	

	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	15,000,000.000	16,277,850.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 48,258,180.000 (4,387,151,144)	
国債証券 合計			4,387,151,144 [4,387,151,144]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	5.5% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20220329	5,000,000.000	5,913,250.000	
	2.75% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20200416	10,000,000.000	10,153,500.000	
	4.75% Airservices Australia 20201119	4,400,000.000	4,831,640.000	
	7% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20191015	10,000,000.000	12,068,300.000	
	7% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20210715	10,000,000.000	12,676,200.000	
	4% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20170220	11,000,000.000	11,434,280.000	
	6% TREASURY CORP VICTORIA 20200615	22,000,000.000	26,158,440.000	
	6.25% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20200221	16,000,000.000	18,949,920.000	
	5.75% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20240722	20,000,000.000	24,881,800.000	
	4.75% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20250721	18,000,000.000	21,069,180.000	
	3.75% Australian Rail Track Corp Ltd 20160429	2,500,000.000	2,529,850.000	
	4.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20240807	5,000,000.000	5,789,650.000	
	6.25% EUROFIMA 20181228	8,000,000.000	9,090,080.000	
	5% NORDIC INVESTMENT BK. 20220419	5,000,000.000	5,741,300.000	
	6% COUNCIL OF EUROPE 20201008	1,065,000.000	1,248,637.950	
	2.75% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20200203	10,000,000.000	10,133,700.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 182,669,727.950	

			(16,606,504,968)	
特殊債券 合計			16,606,504,968	
			[16,606,504,968]	
社債券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル
	6.25% BNZ International Funding Ltd/London 20160614	10,000,000.000	10,457,200.000	
	7% GE Capital Australia Funding Pty Ltd 20151008	1,690,000.000	1,727,923.600	
	5.25% GE Capital Australia Funding Pty Ltd 20170823	540,000.000	573,145.200	
	4.25% Stadshypotek AB 20171010	3,000,000.000	3,119,790.000	
	4.25% University Of Melbourne 20210630	4,210,000.000	4,535,601.400	
	5.25% AUST & NZ BANK 20160323	2,000,000.000	2,057,660.000	
	6.75% AUST & NZ BANK 20160509	4,000,000.000	4,192,160.000	
	4% Suncorp-Metway Ltd 20171109	1,500,000.000	1,555,545.000	
	オーストラリア・ドル 小計		オーストラリア・ドル 28,219,025.200 (2,565,391,581)	
社債券 合計			2,565,391,581	
			[2,565,391,581]	
合計			23,559,047,693	
			[23,559,047,693]	

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、

内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄 特殊債券 16銘柄 社債券 8銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,195,343,515	132,777,918
コール・ローン	377,402,483	1,343,038,906
国債証券	214,238,446,424	189,815,457,379
地方債証券	218,862,919,283	259,142,838,846
特殊債券	14,200,899,065	8,072,274,760
社債券	173,951,429,908	158,343,360,398
派生商品評価勘定	-	2,074,052
未収入金	10,737,096,203	11,099,792,874
未収利息	9,417,263,964	8,349,857,648
前払費用	883,197,225	843,172,192
差入委託証拠金	97,510,677	97,686,004
流動資産合計	644,961,508,747	637,242,330,977
資産合計	644,961,508,747	637,242,330,977
負債の部		
流動負債		
未払金	13,710,364,297	11,505,552,286
未払解約金	160,119,000	15,739,000
流動負債合計	13,870,483,297	11,521,291,286
負債合計	13,870,483,297	11,521,291,286
純資産の部		
元本等		
元本	1	339,006,101,636
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	292,084,923,814	297,722,627,806
元本等合計	631,091,025,450	625,721,039,691
純資産合計	631,091,025,450	625,721,039,691

負債純資産合計	644,961,508,747	637,242,330,977
---------	-----------------	-----------------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1. 1期首	平成26年4月8日	平成26年10月7日
期首元本額	357,410,766,478円	339,006,101,636円
期中追加設定元本額	21,580,293,375円	27,677,103,248円
期中一部解約元本額	39,984,958,217円	38,684,792,999円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM (FOFs用)(適格機関投資家 専用)	298,308,915円	216,588,188円
常陽3分法ファンド	225,721,361円	192,290,677円
ダイワ高格付カナダドル債 オープン(年1回決算型)	1,269,114,057円	2,282,180,216円
ダイワ高格付カナダドル債 オープン・為替アクティブ ヘッジ(毎月分配型)	120,441,133円	290,146,346円
ダイワ世界債券ファンドVA (適格機関投資家専用)	58,255,863円	54,380,485円
ダイワ世界債券ファンド(毎 月分配型)	5,961,862,109円	5,308,824,808円
ダイワ・グローバル債券ファ ンド(年2回決算型)	92,773,084円	92,967,772円
ダイワ世界債券ファンド(年2 回決算型)	5,815,994円	5,603,721円
ダイワ高格付カナダドル債 オープン(毎月分配型)	302,662,275,703円	293,641,622,546円
ダイワ・グローバル債券ファ ンド(毎月分配型)	28,311,533,417円	25,913,807,126円
計	339,006,101,636円	327,998,411,885円
2. 期末日における受益権の総数	339,006,101,636口	327,998,411,885口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年10月7日 至 平成27年4月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。

これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における債券先物取引を利用してあります。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年4月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	1,671,987,068	1,589,238,371
地方債証券	840,288,774	5,793,796,848
特殊債券	50,515,491	112,241,725
社債券	2,342,018,282	1,690,554,893
合計	4,904,809,615	9,185,831,837

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年5月13日から平成26年10月6日まで、及び平成26年11月11日から平成27年4月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	平成26年10月6日 現在			平成27年4月6日 現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1年超	うち 1年超		うち 1年超	うち 1年超	
市場取引以外の取引	-	-	-	-	-	-
為替予約取引	-	-	-	-	-	-
買 建	-	-	-	303,365,948	-	305,440,000
カナダ・ドル	-	-	-	303,365,948	-	305,440,000
合計	-	-	-	303,365,948	-	305,440,000
						2,074,052

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に對顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末において為替予約の受渡日の對顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える對顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いてあります。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成26年10月6日現在	平成27年4月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,8616円 (18,616円)	1,9077円 (19,077円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダ・ドル	11.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	カナダ・ドル 420,860,000.000	カナダ・ドル 428,094,583.400	
		10.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210315	250,545,000.000	391,747,151.100	
		9.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210601	247,000,000.000	379,829,190.000	
		9.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220601	154,000,000.000	242,925,760.000	
		9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	92,000,000.000	159,659,560.000	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	50,000,000.000	50,300,500.000	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200601	72,000,000.000	82,023,840.000	
		4.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20211201	24,000,000.000	48,851,037.810	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	12,000,000.000	13,342,440.000	

	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	176,000,000.000	191,655,200.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 1,988,429,262.310 (189,815,457,379)	
国債証券	合計		189,815,457,379 [189,815,457,379]	
地方債証券	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	8.5% Province of Prince Edward Island Canada 20151027	11,490,000.000	11,982,921.000	
	9.125% City of Winnipeg Canada 20150512	8,935,000.000	9,018,006.150	
	8.75% Province of New Brunswick Canada 20150512	51,741,000.000	52,162,171.740	
	6.75% Province of New Brunswick Canada 20170627	15,330,000.000	17,347,274.700	
	6% Province of New Brunswick Canada 20171227	40,200,000.000	45,804,282.000	
	6.25% Financement -Quebec 20151201	131,227,000.000	135,941,986.110	
	5.46% Province of Nova Scotia Canada 20170601	808,000.000	887,717.280	
	9.6% Province of Nova Scotia Canada 20220130	3,430,000.000	5,172,028.400	
	9.375% Province of Quebec Canada 20230116	177,000,000.000	275,835,030.000	
	4.5% Province of Quebec Canada 20181201	15,000,000.000	16,891,200.000	
	11% Province of Quebec Canada 20150727	50,000,000.000	51,581,500.000	
	3.5% Province of Quebec Canada 20451201	15,000,000.000	16,995,900.000	
	4.25% Province of Quebec Canada 20431201	18,000,000.000	22,888,260.000	
	9.5% ONTARIO PROVINCE 20250602	7,822,000.000	13,209,089.620	
	4.4% ONTARIO PROVINCE 20190602	50,000,000.000	56,836,000.000	
	8.1% ONTARIO PROVINCE 20230908	97,300,000.000	145,139,491.000	

9.5% ONTARIO PROVINCE 20220713	152,609,000.000	234,804,207.400	
4.2% ONTARIO PROVINCE 20200602	45,000,000.000	51,681,150.000	
5.5% ONTARIO PROVINCE 20180602	35,000,000.000	40,001,850.000	
6.25% ONTARIO PROVINCE 20150901	30,400,000.000	31,077,920.000	
8.5% ONTARIO PROVINCE 20251202	10,000,000.000	16,129,600.000	
9.5% ONTARIO PROVINCE 20350112	11,000,000.000	22,170,610.000	
3.45% ONTARIO PROVINCE 20450602	20,000,000.000	22,668,800.000	
1.75% ONTARIO PROVINCE 20181009	10,000,000.000	10,288,100.000	
2.6% ONTARIO PROVINCE 20250602	50,000,000.000	52,482,500.000	
6.5% Province of Manitoba Canada 20170922	46,100,000.000	52,488,999.000	
5.5% Province of Manitoba Canada 20181115	10,000,000.000	11,617,300.000	
5.2% Province of Manitoba Canada 20151203	32,247,000.000	33,203,123.550	
10.5% Province of Manitoba Canada 20310305	6,000,000.000	12,287,820.000	
8.65% City of Toronto Canada 20150608	4,747,000.000	4,813,790.290	
6.1% City of Toronto Canada 20171212	16,918,000.000	19,210,219.820	
8% City of Toronto Canada 20160927	2,087,000.000	2,307,366.330	
9.6% Province of Saskatchewan Canada 20220204	40,683,000.000	62,113,583.910	
8.75% PROVINCE OF SASKATCHEWAN 20250530	2,000,000.000	3,247,320.000	
8.75% BRITISH COLUMBIA 20220819	19,600,000.000	29,435,280.000	
5.15% BRITISH COLUMBIA 20151218	8,450,000.000	8,712,626.000	

	5.3% BRITISH COLUMBIA 20190617	45,000,000.000	52,977,600.000	
	4.65% BRITISH COLUMBIA 20181218	190,000,000.000	215,819,100.000	
	9.95% BRITISH COLUMBIA 20210515	40,430,000.000	60,679,769.800	
	5.6% BRITISH COLUMBIA 20180601	46,066,000.000	52,848,297.180	
	9% BRITISH COLUMBIA 20240823	85,860,000.000	138,579,757.200	
	8% BRITISH COLUMBIA 20230908	130,942,000.000	196,253,250.760	
	10.6% BRITISH COLUMBIA 20200905	34,587,000.000	51,516,990.630	
	9.5% BRITISH COLUMBIA 20220609	89,400,000.000	137,978,172.000	
	9.125% BRITISH COLUMBIA 20161003	500,000.000	563,070.000	
	3.7% BRITISH COLUMBIA 20201218	100,000,000.000	113,566,000.000	
	3.3% BRITISH COLUMBIA 20231218	8,000,000.000	9,017,040.000	
	3.2% BRITISH COLUMBIA 20440618	20,000,000.000	22,130,000.000	
	5% Regional Municipality of York 20190429	48,000,000.000	55,332,480.000	
	7.25% Regional Municipality of York 20170619	7,891,000.000	8,978,064.160	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 2,714,674,616.030 (259,142,838,846)	
地方債証券 合計			259,142,838,846 [259,142,838,846]	
特殊債券	カナダ・ドル	5.1% Mun Fin Auth of British Columbia 20181120	カナダ・ドル 60,685,000.000	カナダ・ドル 69,509,205.850
		1.125% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20200218	15,000,000.000	15,052,650.000
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 84,561,855.850 (8,072,274,760)	
特殊債券 合計			8,072,274,760 [8,072,274,760]	

社債券	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	5.53% GE Capital Canada Funding Co 20170817	250,000,000.000	274,817,500.000	
	5.68% GE Capital Canada Funding Co 20190910	180,000,000.000	212,554,800.000	
	5.1% GE Capital Canada Funding Co 20160601	9,220,000.000	9,635,914.200	
	5.02% Vancouver International Airport Authorit 20151113	13,500,000.000	13,829,130.000	
	10.5% HYDRO QUEBEC 20211015	24,660,000.000	38,334,709.800	
	11% HYDRO QUEBEC 20200815	219,000,000.000	329,426,370.000	
	5.5% HYDRO QUEBEC 20180815	20,200,000.000	23,222,728.000	
	9.625% HYDRO QUEBEC 20220715	30,835,000.000	47,615,715.350	
	10.125% Ontario Electricity Financial Corp 20211015	87,581,000.000	134,399,175.170	
	8.9% Ontario Electricity Financial Corp 20220818	60,274,000.000	90,442,342.480	
	10% Ontario Electricity Financial Corp 20200206	13,100,000.000	18,476,502.000	
	9% Ontario Electricity Financial Corp 20250526	5,400,000.000	8,818,470.000	
	6.02% Bank of Montreal 20180502	210,000,000.000	239,599,500.000	
	5.18% Bank of Montreal 20150610	210,600,000.000	212,183,712.000	
	3.77% Royal Bank of Canada 20180330	5,000,000.000	5,383,850.000	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 1,658,740,419.000 (158,343,360,398)	
社債券 合計			158,343,360,398 [158,343,360,398]	
合計			615,373,931,383 [615,373,931,383]	

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
カナダ・ドル	国債証券 10銘柄 地方債証券 50銘柄 特殊債券 2銘柄 社債券 15銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年4月30日

資産総額	3,236,127,122円
負債総額	21,007,714円
純資産総額(-)	3,215,119,408円
発行済数量	3,308,473,021口
1単位当たり純資産額(/)	0.9718円

(参考) (FOFs専用) ダイワいばらきファンド(適格機関投資家専用)

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	1,271,008,624円
負債総額	16,079,992円
純資産総額(-)	1,254,928,632円
発行済数量	1,110,629,021口
1単位当たり純資産額(/)	1.1299円

参考情報 茨城マザーファンド

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	5,721,800,134円
負債総額	28,219,471円
純資産総額(-)	5,693,580,663円
発行済数量	2,491,499,861口
1単位当たり純資産額(/)	2.2852円

(参考) ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンド

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	173,030,437,299円
負債総額	722,449,794円
純資産総額(-)	172,307,987,505円
発行済数量	85,263,935,388口
1単位当たり純資産額(/)	2.0209円

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	54,460,676,717円
負債総額	562,288,839円
純資産総額(-)	53,898,387,878円
発行済数量	34,032,788,714口
1単位当たり純資産額(/)	1.5837円

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	25,776,016,907円
負債総額	493,030,507円
純資産総額(-)	25,282,986,400円
発行済数量	8,803,463,561口
1単位当たり純資産額(/)	2.8719円

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

純資産額計算書

平成27年4月30日

資産総額	643,594,268,165円
負債総額	10,473,183,508円
純資産総額(-)	633,121,084,657円
発行済数量	323,516,808,216口
1単位当たり純資産額(/)	1.9570円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	24	192,655
追加型株式投資信託	569	11,826,887
株式投資信託 合計	593	12,019,542
単位型公社債投資信託	1	7,305
追加型公社債投資信託	17	3,469,698
公社債投資信託 合計	18	3,477,003
総合計	611	15,496,545

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- また、第56期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,380,327	15,186,222
有価証券	9,427,636	15,003,765
前払金	207	453
前払費用	142,919	157,453
未収入金	521,825	-
未収委託者報酬	7,183,011	8,265,950
未収収益	106,914	103,432
貯蔵品	9,551	14,492
繰延税金資産	491,727	674,141
その他	8,445	597
流動資産計	32,272,567	39,406,511
固定資産		
有形固定資産	1	252,417
建物（純額）	26,257	23,555
器具備品（純額）	222,274	224,362
リース資産（純額）	5,726	4,499
無形固定資産	3,194,512	2,991,462
ソフトウェア	3,132,238	2,910,918

ソフトウェア仮勘定	50,423	68,693
電話加入権	11,850	11,850
投資その他の資産	15,113,434	15,077,046
投資有価証券	8,342,934	8,338,733
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	129,405
従業員に対する長期貸付金	92,527	68,396
差入保証金	1,000,820	997,594
長期前払費用	7,376	6,484
投資不動産(純額)	1 402,340	1 398,402
貸倒引当金	9,950	3,040
固定資産計	18,562,205	18,320,926
資産合計	50,834,773	57,727,438

(単位:千円)

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

負債の部

流動負債

リース債務	1,227	1,227
預り金	56,491	53,677
未払金	6,795,899	8,998,456
未払収益分配金	10,333	7,931
未払償還金	113,002	77,698
未払手数料	3,764,501	4,277,412
その他未払金	2 2,908,061	2 4,635,414
未払費用	3,383,551	3,463,796
未払法人税等	588,040	1,530,565
未払消費税等	189,139	530,831
賞与引当金	841,300	955,600
流動負債計	11,855,648	15,534,154

固定負債

リース債務	4,494	3,272
退職給付引当金	1,935,442	1,959,451
役員退職慰労引当金	67,410	80,280
繰延税金負債	1,740,407	1,789,543
固定負債計	3,747,753	3,832,547
負債合計	15,603,402	19,366,702

純資産の部

株主資本

資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,722,723	10,821,849
利益剰余金合計	8,097,020	11,196,146
株主資本合計	34,767,020	37,866,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	464,350	494,589
評価・換算差額等合計	464,350	494,589
純資産合計	35,231,371	38,360,735
負債・純資産合計	50,834,773	57,727,438

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	73,498,726	84,771,977
その他営業収益	526,465	788,473
営業収益計	74,025,191	85,560,451
営業費用		
支払手数料	41,213,272	47,520,063
広告宣伝費	604,864	668,841
公告費	949	533
受益証券発行費	-	25
調査費	8,116,701	8,246,807
調査費	824,915	741,792
委託調査費	7,291,786	7,505,015
委託計算費	807,090	735,588
営業雑経費	1,280,599	1,322,711
通信費	206,564	249,081
印刷費	404,023	477,092
協会費	53,643	54,190
諸会費	11,281	11,711
その他営業雑経費	605,086	530,634
営業費用計	52,023,478	58,494,570
一般管理費		

給料	5,264,128	5,708,541
役員報酬	249,180	243,000
給料・手当	3,782,533	3,785,717
賞与	391,114	724,223
賞与引当金繰入額	841,300	955,600
福利厚生費	809,254	793,740
交際費	55,806	37,951
寄付金	636	-
旅費交通費	196,147	191,623
租税公課	206,178	222,767
不動産賃借料	887,968	1,182,703
退職給付費用	469,713	373,920
役員退職慰労引当金繰入額	38,970	33,750
固定資産減価償却費	1,181,438	963,183
諸経費	1,094,627	1,354,169
一般管理費計	10,204,869	10,862,351
営業利益	11,796,843	16,203,530

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1 257,704	1 144,660
有価証券利息	11,102	13,966
受取利息	10,598	9,117
時効成立分配金・償還金	21,305	44,877
投資有価証券売却益	279,443	64,122
有価証券償還益	101,052	63,228
その他	44,912	34,445
営業外収益計	726,118	374,418
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	19,392	16,985
投資有価証券売却損	36,469	3,171
有価証券償還損	33,338	18,848
投資不動産管理費用	16,271	16,864
貯蔵品廃棄損	9,990	9,503
その他	13,120	9,343
営業外費用計	128,584	74,716
経常利益	12,394,377	16,503,232
特別利益		

投資有価証券売却益		39,827	-
固定資産売却益		31	-
その他		16,466	-
特別利益計		56,325	-
特別損失			
固定資産除却損	2	129,816	2
本社移転関連費用		1,099,913	-
その他		14,428	-
特別損失計		1,244,158	888
税引前当期純利益		11,206,544	16,502,343
法人税、住民税及び事業税		4,286,691	6,525,874
法人税等調整額		109,902	150,022
法人税等合計		4,176,789	6,375,851
当期純利益		7,029,755	10,126,492

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	株主資本				株主資本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繙越利益剰余金	
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,715,116	8,089,414	34,759,414
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,022,149	△7,022,149	△7,022,149
当期純利益	-	-	-	7,029,755	7,029,755	7,029,755
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計		-	-	-	7,606	7,606
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,729	8,097,020	34,767,020

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	93,879	53,783	87,686	34,847,077
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△7,022,149
当期純利益	-	-	-	7,029,755
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	490,470	△53,783	376,686	376,686
当期変動額合計	490,470	△53,783	376,686	384,293
当期末残高	464,350	-	464,350	35,231,371

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	株主資本				株主資本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繙越利益剰余金	
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,723	8,097,020	34,767,020
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027,366	△7,027,366	△7,027,366
当期純利益	-	-	-	10,126,492	10,126,492	10,126,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計		-	-	3,099,125	3,099,125	3,099,125
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	10,821,849	11,196,146	37,866,146

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350	-	464,350	35,231,371
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△7,027,366
当期純利益	-	-	-	10,126,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,238	-	30,238	30,238
当期変動額合計	30,238	-	30,238	3,129,364
当期末残高	494,589	-	494,589	38,360,735

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8 ~ 47年
器具備品 4 ~ 20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度未要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度未要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度未要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
建物	15,528千円	18,230千円
器具備品	250,072千円	249,761千円
リース資産	409千円	1,636千円
投資建物	724,130千円	729,348千円
投資器具備品	23,691千円	24,180千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
未払金	2,883,398千円	4,508,988千円

3 保証債務

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取配当金	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	546千円
器具備品	128,892千円
無形固定資産(その他)	377千円
計	129,816千円
	888千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額 10,126百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,882円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行ってあります。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（[注2](#)参照のこと）。

前事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
（2）未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
（3）未収入金	521,825	521,825	-
（4）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
（1）未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
（2）その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
（3）未払費用（*）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	15,186,222	15,186,222	-
（2）未収委託者報酬	8,265,950	8,265,950	-
（3）未収入金	-	-	-
（4）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	22,283,329	22,283,329	-
資産計	45,735,503	45,735,503	-
（1）未払手数料	4,277,412	4,277,412	-
（2）その他未払金	4,635,414	4,635,414	-
（3）未払費用（*）	2,678,610	2,678,610	-
負債計	11,591,437	11,591,437	-

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2)未収委託者報酬、並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によつております。また、投資信託については、基準価額によつております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059,169	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	1,000,820	997,594

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186,222	-	-	-
未収委託者報酬	8,265,950	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498,464	3,978,251	97,038
合計	23,452,173	1,498,464	3,978,251	97,038

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113,247	55,101	58,145
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	5,625,179	4,873,552	751,626
小計	5,738,426	4,928,653	809,772

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	16,544,903	16,586,202	41,299
小計	16,544,903	16,586,202	41,299
合計	22,283,329	21,514,856	768,472

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	24,501,921	64,122	3,171
合計	24,501,921	64,122	3,171

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,935,442千円
退職給付引当金	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	301,777千円
その他	167,935千円
退職給付費用	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,935,442千円
勤務費用	201,327千円
退職給付の支払額	177,317千円
期末における退職給付債務	1,959,451千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円
	-
退職給付引当金	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	201,327千円
確定給付制度に係る退職給付費用	201,327千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円であります。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	837,121	833,243
退職給付引当金	693,199	698,348
未払事業税	154,219	335,386
賞与引当金	280,855	287,721
連結法人間取引(譲渡損)	264,269	141,925
投資有価証券評価損	128,953	128,953
繰延資産	157,330	121,437
出資金評価損	114,425	116,888
未払社会保険料	43,411	38,787
器具備品	33,316	33,316
役員退職慰労引当金	24,920	28,611
その他	29,627	24,709
繰延税金資産小計	2,761,651	2,789,330
評価性引当額	1,323,069	1,200,725
繰延税金資産合計	1,438,582	1,588,604
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428,233	2,428,233
その他有価証券評価差額金	257,138	273,883
その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,687,261	2,704,006
繰延税金負債の純額	1,248,679	1,115,401

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されています。

この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994,992	未払手数料	3,216,077
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678,054	未払費用	393,881

同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ株	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978,984	長期差入保証金	971,157
-------------	----------	--------	-----	--------	---	---------	---------	---------	---------	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1) 株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,506.24円	1株当たり純資産額	14,705.91円
1株当たり当期純利益	2,694.91円	1株当たり当期純利益	3,882.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	7,029,755	10,126,492
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金		20,257,586
有価証券		5,207,068
未収委託者報酬		9,365,956
貯蔵品		15,509
繰延税金資産		495,241
その他		296,277
流動資産計		35,637,638

固定資産		
有形固定資産	1	283,555
無形固定資産		
ソフトウエア		2,634,889
その他		90,103
無形固定資産合計		2,724,992

投資その他の資産		
投資有価証券		6,866,175
関係会社株式		5,129,895
その他	1	1,589,226
投資その他の資産合計		13,585,297

固定資産計		16,593,845

資産合計		52,231,483

(単位:千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務		1,227
未払金		6,923,613
未払費用		3,196,727
未払法人税等		1,144,931
賞与引当金		796,000
その他	3	848,229
流動負債計		12,910,729

固定負債

リース債務		2,658
-------	--	-------

退職給付引当金	1,996,246
役員退職慰労引当金	92,730
繰延税金負債	1,845,611
固定負債計	3,937,247
負債合計	16,847,976
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,668,191
利益剰余金合計	8,042,489
株主資本合計	34,712,489
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	671,018
評価・換算差額等合計	671,018
純資産合計	35,383,507
負債・純資産合計	52,231,483

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成26年4月1日
至 平成26年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	44,022,288
その他営業収益	472,415
営業収益計	44,494,704
営業費用	
支払手数料	24,490,036
その他営業費用	5,489,326
営業費用計	29,979,363
一般管理費	1 5,507,021
営業利益	9,008,319
営業外収益	2 1,299,244

営業外費用	1 , 3	34,669
経常利益		10,272,894
特別利益		-
特別損失	4	12,947
税引前中間純利益		10,259,946
法人税、住民税及び事業税		3,150,039
法人税等調整額		137,269
中間純利益		6,972,636

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	10,821,849	11,196,146	37,866,146		
当中間期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,126,294	△ 10,126,294	△ 10,126,294		
中間純利益	-	-	-	6,972,636	6,972,636	6,972,636		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-		
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 3,159,657	△ 3,159,657	△ 3,159,657		
当中間期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,668,191	8,042,489	34,712,489		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494,589	494,589	38,360,735
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,126,294
中間純利益	-	-	6,972,636
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	176,428	176,428	176,428
当中間期変動額合計	176,428	176,428	△ 2,977,228
当中間期末残高	671,018	671,018	35,383,507

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～47年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

		当中間会計期間
		(平成26年9月30日現在)
有形固定資産		279,523千円
投資その他の資産		756,255千円

2 保証債務

当中間会計期間（平成26年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,805,580千円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

		当中間会計期間
		(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産		16,065千円
無形固定資産		490,092千円
投資その他の資産		2,726千円

2 営業外収益の主要項目

		当中間会計期間
		(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
受取配当金		1,177,840千円
投資有価証券売却益		73,930千円
時効成立分配金・償還金		14,749千円

3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
時効成立後支払分配金・償還金	12,351千円
貯蔵品廃棄損	7,356千円
投資不動産管理費用	6,818千円

4 特別損失の主要項目

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
関係会社株式評価損	11,174千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3 月31日	平成26年 6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照のこと）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,257,586	20,257,586	-
(2) 未収委託者報酬	9,365,956	9,365,956	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,047,833	11,047,833	-
資産計	40,671,376	40,671,376	-
(1) 未払金	6,923,613	6,923,613	-
(2) 未払費用（*）	2,760,751	2,760,751	-
負債計	9,684,365	9,684,365	-

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払金及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,025,409
子会社株式	5,129,895
差入保証金	997,068

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129,895千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間において、子会社株式について11,174千円減損処理を行っております。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	105,492	55,101	50,390
（2）その他			
証券投資信託の受益証券	5,646,254	4,624,425	1,021,828
小計	5,751,746	4,679,527	1,072,219
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	5,296,087	5,325,705	29,618
小計	5,296,087	5,325,705	29,618
合計	11,047,833	10,005,232	1,042,601

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,025,409千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1 株当たり純資産額	13,564.56円
1 株当たり中間純利益金額	2,673.01円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
中間純利益(千円)	6,972,636
普通株式に係る中間純利益(千円)	6,972,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更(4名以内に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 株式会社常陽銀行

資本金の額 85,113百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
平成26年10月16日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）
平成26年12月26日	有価証券届出書、有価証券報告書（第16特定期間）
平成27年1月15日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）

独立監査人の監査報告書

平成26年5月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている常陽3分法ファンドの平成26年10月7日から平成27年4月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、常陽3分法ファンドの平成27年4月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人**指定有限責任社員**

業務執行社員

公認会計士 高波 博之 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 貞廣 篤典 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 内田 和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。